

国土交通省告示第二百号

建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）及び建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和元年政令第三十号）の施行に伴い、地階を除く階数が十一以上である建築物の屋上に設ける冷却塔設備の防火上支障のない構造方法、建築物の他の部分までの距離及び建築物の他の部分の温度を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年六月二十一日

国土交通大臣 石井 啓一

地階を除く階数が十一以上である建築物の屋上に設ける冷却塔設備の防火上支障のない構造方法、建築物の他の部分までの距離及び建築物の他の部分の温度を定める件等の一部を改正する告示

（地階を除く階数が十一以上である建築物の屋上に設ける冷却塔設備の防火上支障のない構造方法、建築物の他の部分までの距離及び建築物の他の部分の温度を定める件の一部改正）

第一条 地階を除く階数が十一以上である建築物の屋上に設ける冷却塔設備の防火上支障のない構造方法、建築物の他の部分までの距離及び建築物の他の部分の温度を定める件（昭和四十年建設省告示第三千四百十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）<u>第百二十九条の二の六第一号</u>に規定する冷却塔設備の防火上支障がない構造方法は、次の各号のいずれかに該当する構造としなければならない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>第二 <u>令第百二十九条の二の六第二号</u>に規定する建築物の他の部分までの距離は、次に定める構造の冷却塔から他の冷却塔（当該冷却塔の間に防火上有効な隔壁が設けられている場合を除く。）までにあつては二メートルとし、建築物の開口部（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）<u>第二条第九号の二</u>に規定する防火設備が設けられている場合を除く。）までにあつては三メートルとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>第三 <u>令第百二十九条の二の六第三号</u>に規定する国土交通大臣が定める温度は、二百六十度とする。</p>	<p>第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）<u>第百二十九条の二の七第一号</u>に規定する冷却塔設備の防火上支障がない構造方法は、次の各号のいずれかに該当する構造としなければならない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>第二 <u>令第百二十九条の二の七第二号</u>に規定する建築物の他の部分までの距離は、次に定める構造の冷却塔から他の冷却塔（当該冷却塔の間に防火上有効な隔壁が設けられている場合を除く。）までにあつては二メートルとし、建築物の開口部（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）<u>第二条第九号の二</u>に規定する防火設備が設けられている場合を除く。）までにあつては三メートルとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>第三 <u>令第百二十九条の二の七第三号</u>に規定する国土交通大臣が定める温度は、二百六十度とする。</p>

（遮音性能を有する長屋又は共同住宅の界壁の構造方法を定める件の一部改正）

第二条 遮音性能を有する長屋又は共同住宅の界壁の構造方法を定める件（昭和四十五年建設省告示第千八百二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>遮音性能を有する長屋又は共同住宅の界壁及び天井の構造方法を定める件</p> <p>第一 下地等を有しない界壁の構造方法</p> <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第二十二條の三第一項に規定する技術的基準に適合する間柱及び胴縁その他の下地（堅固な構造としたものに限る。以下「下地等」という。）を有しない界壁の構造方法は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 八（略）</p> <p>第二 下地等を有する界壁の構造方法</p> <p>令第二十二條の三第一項に規定する技術的基準に適合する下地等を有する界壁の構造方法は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 下地等の両面を次のイからニまでのいずれかに該当する仕上げとした厚さが十三センチメートル以上の大壁造であるもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 木毛セメント板張又はせつこうボード張の上に厚さ一・五センチメートル以上のモルタル又はしつこいを塗つたもの</p> <p>ハ・ニ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>第三 天井の構造方法</p> <p>令第二十二條の三第二項に規定する技術的基準に適合する天井の構造方法は、厚さが九五センチメートル以上のせつこうボード（その裏側に厚さが十センチメートル以上のグラスウール（かさ比重が</p>	<p>遮音性能を有する長屋又は共同住宅の界壁の構造方法を定める件</p> <p>第一 下地等を有しない界壁の構造方法</p> <p>間柱及び胴縁その他の下地（以下「下地等」という。）を有しない界壁にあつては、その構造が次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 八（略）</p> <p>第二 下地等（堅固な構造としたものに限る。以下同じ。）を有する界壁の構造方法</p> <p>下地等を有する界壁にあつては、その構造が次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 下地等の両面を次のイからニまでのいずれかに該当する仕上げとした厚さが十三センチメートル以上の大壁造であるもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 木毛セメント板張又は石膏ボード張の上に厚さ一・五センチメートル以上のモルタル又はしつこいを塗つたもの</p> <p>ハ・ニ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>（新設）</p>

・ 一六以上のものに限る。()又はロックウール(かさ比重が
三以上のものに限る。()を設けたものに限る。()とすることとする。

(防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件の一部改正)

第三条 防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件(昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）<u>第百十二条第十八項第一号に規定する同号イから二までに掲げる要件（二に掲げる要件にあつては、火災により煙が発生した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。）を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。</u></p> <p>一・二（略）</p> <p>第二 令第百十二条第十八項第一号に規定する同号イから二までに掲げる要件（二に掲げる要件にあつては、火災により温度が急激に上昇した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。）を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>第三 令第百二十九条の十三の二第三号に規定する令第百十二条第十八項第一号イ、ロ及び二に掲げる要件（二に掲げる要件にあつては、火災により煙が発生した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。）を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>第四 令第百二十九条の十三の二第三号に規定する令第百十二条第十八項第一号イ、ロ及び二に掲げる要件（二に掲げる要件にあつては、火災により温度が急激に上昇した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。）を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）<u>第百十二条第十三項第一号イから二までに掲げる要件（二に掲げる要件にあつては、火災により煙が発生した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。）を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。</u></p> <p>一・二（略）</p> <p>第二 令第百十二条第十三項第一号イから二までに掲げる要件（二に掲げる要件にあつては、火災により温度が急激に上昇した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。）を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>第三 令第百十二条第十三項第一号イ、ロ及び二に掲げる要件（二に掲げる要件にあつては、火災により煙が発生した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。）を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>第四 令第百十二条第十三項第一号イ、ロ及び二に掲げる要件（二に掲げる要件にあつては、火災により温度が急激に上昇した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。）を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。</p> <p>一・二（略）</p>



（防火区画に用いる遮煙性能を有する防火設備の構造方法を定める件の一部改正）

第四条 防火区画に用いる遮煙性能を有する防火設備の構造方法を定める件（昭和四十八年建設省告示第二千五百六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>防火区画に用いる遮煙性能を有する防火設備等の構造方法を定める件</p> <p>一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十二条第十八項第二号に規定する同号イ及びロに掲げる要件を満たす防火設備又は令第百四十五条第一項第二号に規定する同号イ及びロに掲げる要件を満たす防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>イ 昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第一号又は第二号に定める構造とすること。</p> <p>ロ 防火戸が枠又は他の防火設備と接する部分が相じやくり、又は定規縁若しくは戸当りを設けたもの等閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、防火設備の取付金物を当該防火設備が閉鎖した際に露出しないように取り付けられたもの（シャッターにあつては、内のり幅が五メートル以下で、別記に規定する遮煙性能試験に合格したもの又はシャッターに近接する位置に網入りガラスその他建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二口に規定する防火設備を固定して併設したもので、内のり幅が八メートル以下のものに限る。）とすること。</p> <p>二 令第百十二条第十八項第二号に規定する同号イ及びロに掲げる要件を満たす戸の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>イ 昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第一号又は第二号に定める構造とすること。この場合において、同告示第一第一号又は第二号中「防火設備」及び「防火戸」とあるのは、「戸」と読み替えることとする。</p> <p>ロ 戸の開閉する部分が当該戸の枠又は他の戸と接する部分を相じやくり、又は定規縁若しくは戸当りを設けたもの等閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、戸の取付金物を当該戸が閉鎖した際に露出しないように取り付けられたものとする。</p>	<p>防火区画に用いる遮煙性能を有する防火設備の構造方法を定める件</p> <p>一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十二条第十三項第二号に掲げる要件を満たす防火設備又は令第百四十五条第一項第二号に掲げる要件を満たす防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>イ 昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一に定める構造方法</p> <p>ロ 防火戸が枠又は他の防火設備と接する部分が相じやくり、又は定規縁若しくは戸当りを設けたもの等閉鎖した際にすき間が生じない構造で、かつ、防火設備の取付金物が、取付部分が閉鎖した際に露出しないように取り付けられたもの（シャッターにあつては、内のり幅が五メートル以下で、別記に規定する遮煙性能試験に合格したもの又はシャッターに近接する位置に網入りガラスその他建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二口に規定する防火設備を固定して併設したもので、内のり幅が八メートル以下のものに限る。）とすること。</p> <p>（新設）</p>

三 令第二百二十六条の二第二項に規定する令第一百十二条第十八項第一号イ及びロ並びに第二号ロに掲げる要件を満たす防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。

イ 昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第三第一号又は第二号に定める構造とすること。

ロ 第一号ロに定める構造とすること。

二 令第一百十二条第十三項第一号イ及び第二号ロに掲げる要件を満たす防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。

イ 昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第三に定める構造方法

ロ 前号ロに定める構造方法

(防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の構造方法を定める件の一部改正)

第五条 防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の構造方法を定める件(昭和四十八年建設省告示第二千五百六十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>建築基準法施行令第百十二条第二十項に掲げる要件を満たす防火設備の構造方法は、次の各号に定める場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 風道が、<u>建築基準法施行令第百十二条第一項第二号、第五項、第九項から第十二項まで又は第十七項の規定による防火区画を貫通する場合（二以上の階にわたり煙が流出するおそれのない場合その他避難上及び防火上支障がないと認められる場合を除く。）</u>次に掲げる基準に適合し、かつ、別記に規定する漏煙試験に合格した構造の防火ダンパーとすること。</p> <p>イハ（略）</p> <p>二三（略）</p>	<p>建築基準法施行令第百十二条第十五項に掲げる要件を満たす防火設備の構造方法は、次の各号に定める場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 風道が、<u>建築基準法施行令第百十二条第一項第二号、第四項、第八項、第九項又は第十二項の規定による防火区画を貫通する場合（二以上の階にわたり煙が流出するおそれのない場合その他避難上及び防火上支障がないと認められる場合を除く。）</u>次に掲げる基準に適合し、かつ、別記に規定する漏煙試験に合格した構造の防火ダンパーとすること。</p> <p>イハ（略）</p> <p>二三（略）</p>

（風道の耐火構造等の防火区画を貫通する部分等にダンパーを設けないことにつき防火上支障がないと認める場合を指定する件の一部改正）

第六条 風道の耐火構造等の防火区画を貫通する部分等にダンパーを設けないことにつき防火上支障がないと認める場合を指定する件（昭和四十九年建設省告示第千五百七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>第三 密閉式燃焼設備等の換気の設備の風道が令第一百十二条第十五項本文の規定による耐火構造又は準耐火構造の外壁（以下「耐火構造等の外壁」という。）を貫通し、かつ、当該風道が次に定めるものである場合</p> <p>イ・ロ（略）</p>
改正前	<p>第三 密閉式燃焼設備等の換気の設備の風道が令第一百十二条第十項本文の規定による耐火構造又は準耐火構造の外壁（以下「耐火構造等の外壁」という。）を貫通し、かつ、当該風道が次に定めるものである場合</p> <p>イ・ロ（略）</p>

(耐火構造の床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造方法を定める件の一部改正)

第七条 耐火構造の床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造方法を定める件(昭和六十二年建設省告示第千九百号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>耐火構造の床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造方法は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 給水管、配電管その他の管の構造を建築基準法施行令第百二十九条の二の四第一項第七号イから八までのいずれかに適合するものとする。ただし、耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中には、この限りでない。</p> <p>三 換気、暖房又は冷房の設備の風道の耐火構造の床又は壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に令第百十二条第二十項に規定する構造の特定防火設備が同項に規定する防火設備を設ける方法により設けられていること。</p>	<p>耐火構造の床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造方法は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 給水管、配電管その他の管の構造を建築基準法施行令第百二十九条の二の五第一項第七号イから八までのいずれかに適合するものとする。ただし、耐火構造の床若しくは壁若しくは特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中には、この限りでない。</p> <p>三 換気、暖房又は冷房の設備の風道の耐火構造の床又は壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に令第百十二条第十五項に規定する構造の特定防火設備が同項に規定する防火設備を設ける方法により設けられていること。</p>

(準耐火構造の壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造方法を定める件の一部改正)

第八条 準耐火構造の壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造方法を定める件(平成五年建設省告示第千四百二十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>準耐火構造の壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 給水管、配電管その他の管の構造を建築基準法施行令(以下「令」という。)第百二十九条の二の四第一項第七号イから八までのいずれかに適合するものとする。ただし、一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の壁又は特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分については、この限りでない。</p> <p>三 換気、暖房又は冷房の設備の風道の準耐火構造の壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に令第百二十二条第二十項に規定する構造の防火設備(令第百十四条第五項の規定において読み替えて準用する令第百二十二条第二十項に規定する構造の防火設備に限る。)が同項に規定する防火設備を設ける方法により設けられていること。</p>	<p>準耐火構造の壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 給水管、配電管その他の管の構造を建築基準法施行令(以下「令」という。)第百二十九条の二の五第一項第七号イから八までのいずれかに適合するものとする。ただし、一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の壁若しくは特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分については、この限りでない。</p> <p>三 換気、暖房又は冷房の設備の風道の準耐火構造の壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に令第百二十二条第十五項に規定する構造の防火設備(令第百十四条第五項の規定において準用する令第百二十二条第十五項に規定する構造の防火設備に限る。)が同項に規定する防火設備を設ける方法により設けられていること。</p>

（防火壁の設置を要しない畜舎等の基準を定める件の一部改正）

第九条 防火壁の設置を要しない畜舎等の基準を定める件（平成六年建設省告示第七百十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>防火壁又は防火床の設置を要しない畜舎等の基準を定める件</p>	<p>改正後</p>
<p>防火壁の設置を要しない畜舎等の基準を定める件</p>	<p>改正前</p>

(準耐火構造の構造方法を定める件の一部改正)

第十条 準耐火構造の構造方法を定める件(平成十二年建設省告示第千三百五十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第一 壁の構造方法は、次に定めるもの（第一号八、第三号八及び二並びに第五号二及びホに定める構造方法にあつては、防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。

一 建築基準法施行令（以下「令」という。）（第一百七条の二第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である間仕切壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ 一時間準耐火基準に適合する構造とすること。

ロ 建築基準法（以下「法」という。）（第二十一条第一項の規定による認定を受けた主要構造部の構造又は法第二十七条第一項の規定による認定を受けた主要構造部の構造とすること。

八 次の(1)から(4)までのいずれかに該当するもの

(1) 間柱及び下地を木材で造り、かつ、その両側にそれぞれ次の(i)から(v)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたものとする。

(i) 令和元年国土交通省告示第九十五号（以下「一時間準耐火構造告示」という。）（第一号八(1)、(3)又は(7)のいずれかに該当するもの

(ii) (v) (略)

(2) (4) (略)

二 (略)

二 令第一百七条の二第二号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁で

改正前

第一 壁の構造方法は、次に定めるもの（第一号八、第三号八及び二並びに第五号二及びホに定める構造方法にあつては、防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。

一 建築基準法施行令（以下「令」という。）（第一百七条の二第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である間仕切壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ 一時間準耐火基準に適合する構造（耐力壁である間仕切壁に係るものに限る。）とすること。

ロ 四十五分間倒壊等防止認定構造（特定避難時間が四十五分間以上である特定避難時間倒壊等防止建築物の主要構造部（法第二十七条第一項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法をいう。以下同じ。）（耐力壁である間仕切壁に係るものに限る。）とすること。

八 次の(1)から(4)までのいずれかに該当するもの

(1) 間柱及び下地を木材で造り、かつ、その両側にそれぞれ次の(i)から(v)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたものとする。

(i) 平成二十七年国土交通省告示第二百五十三号（以下「一時間準耐火構造告示」という。）（第一号八(1)、(3)又は(7)のいずれかに該当するもの

(ii) (v) (略)

(2) (4) (略)

二 (略)

二 令第一百七条の二第二号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁で

ある間仕切壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ (略)

□ 法第二十一条第一項の規定による認定を受けた主要構造部の構造又は法第二十七条第一項の規定による認定を受けた主要構造部の構造とすること。

八・二 (略)

三 令第七十二条の二に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ 一時間準耐火基準に適合する構造とすること。

□ 法第二十一条第一項の規定による認定を受けた主要構造部の構造又は法第二十七条第一項の規定による認定を受けた主要構造部の構造とすること。

八〇水 (略)

四 令第七十二条の二第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ (略)

□ 法第二十一条第一項の規定による認定を受けた主要構造部の構造又は法第二十七条第一項の規定による認定を受けた主要構造部の構造とすること。

八・二 (略)

五 令第七十二条の二第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ (略)

□ 法第二十一条第一項の規定による認定を受けた主要構造部の構造又は法第二十七条第一項の規定による認定を受けた主要構造部の構造とすること。

八〇水 (略)

ある間仕切壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ (略)

□ 四十五分間倒壊等防止認定構造とすること。

八・二 (略)

三 令第七十二条の二に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ 一時間準耐火基準に適合する構造(耐力壁である外壁に係るものに限る。)とすること。

□ 四十五分間倒壊等防止認定構造(耐力壁である外壁に係るものに限る。)とすること。

八〇水 (略)

四 令第七十二条の二第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ (略)

□ 四十五分間倒壊等防止認定構造とすること。

八・二 (略)

五 令第七十二条の二第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ (略)

□ 四十五分間倒壊等防止認定構造とすること。

八〇水 (略)

第二 令第七十七条の二第一号に掲げる技術的基準に適合する柱の構造方法は、次に定めるものとする。

一 (略)

二 法第二十一条第一項の規定による認定を受けた主要構造部の構造

又は法第二十七条第一項の規定による認定を受けた主要構造部の構造とすること。

三 (略)

第三 令第七十七条の二第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合する床の構造方法は、次に定めるもの(第三号に定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。)とする。

一 (略)

二 法第二十一条第一項の規定による認定を受けた主要構造部の構造

又は法第二十七条第一項の規定による認定を受けた主要構造部の構造とすること。

三・四 (略)

第四 令第七十七条の二第一号に掲げる技術的基準に適合するはりの構造方法は、次に定めるものとする。

一 (略)

二 法第二十一条第一項の規定による認定を受けた主要構造部の構造

又は法第二十七条第一項の規定による認定を受けた主要構造部の構造とすること。

三 (略)

第五 屋根の構造方法は、次に定めるもの(第一号八からホまで及び第一号八に定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、

第二 令第七十七条の二第一号に掲げる技術的基準に適合する柱の構造方法は、次に定めるものとする。

一 (略)

二 四十五分間倒壊等防止認定構造とすること。

三 (略)

第三 令第七十七条の二第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合する床の構造方法は、次に定めるもの(第三号に定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。)とする。

一 (略)

二 四十五分間倒壊等防止認定構造とすること。

三・四 (略)

第四 令第七十七条の二第一号に掲げる技術的基準に適合するはりの構造方法は、次に定めるものとする。

一 (略)

二 四十五分間倒壊等防止認定構造とすること。

三 (略)

第五 屋根の構造方法は、次に定めるもの(第一号八からホまで及び第一号八に定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、

当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。

一 令第七十七条の二第一号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する屋根（軒裏を除く。）の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ（略）

ロ 法第二十一条第一項の規定による認定を受けた主要構造部の構造又は法第二十七条第一項の規定による認定を受けた主要構造部の構造とすること。

ハ〜ヘ（略）

二 令第七十七条の二第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する軒裏（外壁によつて小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。）の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ（略）

ロ 法第二十一条第一項の規定による認定を受けた主要構造部の構造又は法第二十七条第一項の規定による認定を受けた主要構造部の構造とすること。

ハ・ニ（略）

第六 令第七十七条の二第一号に掲げる技術的基準に適合する階段の構造方法は、次に定めるものとする。

一（略）

二 法第二十一条第一項の規定による認定を受けた主要構造部の構造又は法第二十七条第一項の規定による認定を受けた主要構造部の構造とすること。

三（略）

当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。

一 令第七十七条の二第一号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する屋根（軒裏を除く。）の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ（略）

ロ 四十五分間倒壊等防止認定構造とすること。

ハ〜ヘ（略）

二 令第七十七条の二第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する軒裏（外壁によつて小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。）の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ（略）

ロ 四十五分間倒壊等防止認定構造とすること。

ハ・ニ（略）

第六 令第七十七条の二第一号に掲げる技術的基準に適合する階段の構造方法は、次に定めるものとする。

一（略）

二 四十五分間倒壊等防止認定構造とすること。

三（略）

（防火構造の構造方法を定める件の一部改正）

第十一条 防火構造の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第一 外壁の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百八条に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあつては、次のいずれかに該当するもの（八）(3)(i)及び(ii)ホに掲げる構造方法を組み合わせた場合にあつては、土塗壁と間柱及び桁との取合いの部分を、当該取合いの部分にちりじゃくりを設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 間柱及び下地を不燃材料で造り、かつ、次に定める防火被覆が設けられた構造（イに掲げる構造を除く。）とすること。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 屋外側にあつては、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(i) 令和元年国土交通省告示第百九十五号第一第三号八(1)又は(2)に該当するもの</p> <p>(ii)（略）</p> <p>(iii)（略）</p> <p>ハ 間柱又は下地を不燃材料以外の材料で造り、かつ、次のいずれかに該当する構造（イに掲げる構造を除く。）とすること。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 次に定める防火被覆が設けられた構造とすること。ただし、真壁造とする場合の柱及びはりの部分については、この限りではない。</p> <p>(i) （略）</p> <p>(ii) 屋外側にあつては、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 令和元年国土交通省告示第百九十五号第一第三号八(1)又は(4)から(6)までのいずれかに該当するもの</p> <p>(ロ)（チ）（略）</p>	<p>第一 外壁の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百八条に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあつては、次のいずれかに該当するもの（八）(3)(i)及び(ii)ホに掲げる構造方法を組み合わせた場合にあつては、土塗壁と間柱及び桁との取合いの部分を、当該取合いの部分にちりじゃくりを設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 間柱及び下地を不燃材料で造り、かつ、次に定める防火被覆が設けられた構造（イに掲げる構造を除く。）とすること。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 屋外側にあつては、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(i) 平成二十七年国土交通省告示第百五十三号第一第三号八(1)又は(2)に該当するもの</p> <p>(ii)（略）</p> <p>(iii)（略）</p> <p>ハ 間柱又は下地を不燃材料以外の材料で造り、かつ、次のいずれかに該当する構造（イに掲げる構造を除く。）とすること。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 次に定める防火被覆が設けられた構造とすること。ただし、真壁造とする場合の柱及びはりの部分については、この限りではない。</p> <p>(i) （略）</p> <p>(ii) 屋外側にあつては、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 平成二十七年国土交通省告示第百五十三号第一第三号八(1)又は(4)から(6)までのいずれかに該当するもの</p> <p>(ロ)（チ）（略）</p>

（表） 11

（表） 11

（防火設備の構造方法を定める件の一部改正）

第十二条 防火設備の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九百九条の二に定める技術的基準に適合する防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一 建築基準法施行令第百十四条第五項において読み替えて準用する同令第百十二条第二十項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたもの</p> <p>二 十（略）</p>	<p>第一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九百九条の二に定める技術的基準に適合する防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一 建築基準法施行令第百十四条第五項において読み替えて準用する同令第百十二条第十五項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたもの</p> <p>二 十（略）</p>

（特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内における屋根の構造方法を定める件の一部改正）

第十三条 特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内における屋根の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>第一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）<u>第九條の八各号</u>に掲げる技術的基準に適合する屋根の構造方法は、<u>建築基準法第六十二條</u>に規定する屋根の構造（<u>令第三百三十六條の二の二各号</u>に掲げる技術的基準に適合するものに限る。）とすることとする。</p> <p>第二 <u>令第九條の八第一号</u>に掲げる技術的基準に適合する屋根の構造方法は、<u>建築基準法第六十二條</u>に規定する屋根の構造とすることとする。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>第一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）<u>第九條の六各号</u>に掲げる技術的基準に適合する屋根の構造方法は、<u>建築基準法第六十三條</u>に規定する屋根の構造（<u>令第三百三十六條の二の二各号</u>に掲げる技術的基準に適合するものに限る。）とすることとする。</p> <p>第二 <u>令第九條の六第一号</u>に掲げる技術的基準に適合する屋根の構造方法は、<u>建築基準法第六十三條</u>に規定する屋根の構造とすることとする。</p>

（木造建築物等の外壁の延焼のおそれのある部分の構造方法を定める件の一部改正）

第十四条 木造建築物等の外壁の延焼のおそれのある部分の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）<u>第百九条の九</u>に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>第二 <u>令第百九条の九第二号</u>に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>第一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）<u>第百九条の七</u>に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>第二 <u>令第百九条の七第二号</u>に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一・二（略）</p>

（特定防火設備の構造方法を定める件の一部改正）

第十五条 特定防火設備の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>第一 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間加熱面以外の面に火炎を出さない防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十一条第二項第二号に規定する構造方法を用いるもの又は同号の規定による認定を受けたもの（建築基準法施行令第九十九条の七第一号に規定する火災継続予測時間が一時間以上である場合に限り、同条第二号の国土交通大臣が定める面を有するものを除く。）</p> <p>二 八（略）</p>
改正前	<p>第一 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間加熱面以外の面に火炎を出さない防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十一条第二項第二号に規定する構造方法を用いるもの又は同号の規定による認定を受けたもの（建築基準法施行令第九十九条の五第一号に規定する火災継続予測時間が一時間以上である場合に限り、同条第二号の国土交通大臣が定める面を有するものを除く。）</p> <p>二 八（略）</p>

（防火区画を貫通する風道に防火設備を設ける方法を定める件の一部改正）

第十六条 防火区画を貫通する風道に防火設備を設ける方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>第二 換気、暖房又は冷房の設備の風道が建築基準法施行令第百十二条第十九項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する部分に近接する部分に防火設備を設ける場合にあつては、当該防火設備と当該防火区画との間の風道は、厚さ一・五ミリメートル以上の鉄板で造り、又は鉄網モルタル塗その他の不燃材料で被覆すること。</p>
改正前	<p>第二 換気、暖房又は冷房の設備の風道が建築基準法施行令第百十二条第十四項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する部分に近接する部分に防火設備を設ける場合にあつては、当該防火設備と当該防火区画との間の風道は、厚さ一・五ミリメートル以上の鉄板で造り、又は鉄網モルタル塗その他の不燃材料で被覆すること。</p>

(建築物の界壁、間仕切壁又は隔壁を貫通する風道に設ける防火設備の構造方法を定める件の一部
改正)

第十七条 建築物の界壁、間仕切壁又は隔壁を貫通する風道に設ける防火設備の構造方法を定める件
(平成十二年建設省告示第千三百七十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>建築基準法施行令第百十四条第五項において読み替えて準用する同令第百十二条第二十項に規定する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後四十五分間加熱面以外の面に火炎を出さない防火設備の構造方法は、特定防火設備とすることとする。</p>
改正前	<p>通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後四十五分間加熱面以外の面に火炎を出さない防火設備の構造方法は、特定防火設備とすることとする。</p>

（建築物に設ける飲料水の配管設備の構造方法を定める件の一部改正）

第十八条 建築物に設ける飲料水の配管設備の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百九十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>建築基準法施行令第二百二十九条の二の四第二項第三号に掲げる基準に適合する飲料水の配管設備(これと給水系統を同じくする配管設備を含む。以下同じ。)の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p>
改正前	<p>建築基準法施行令第二百二十九条の二の五第二項第三号に掲げる基準に適合する飲料水の配管設備(これと給水系統を同じくする配管設備を含む。以下同じ。)の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p>

（建築物に設ける換気、暖房又は冷房の設備の風道及びダストシュート、メー ルシュート、リネンシュートその他これらに類するものの設置に関して防火上支障がない部分を定める件の一部改正）

第十九条 建築物に設ける換気、暖房又は冷房の設備の風道及びダストシュート、メー ルシュート、リネンシュートその他これらに類するものの設置に関して防火上支障がない部分を定める件（平成十二年建設省告示第千四百十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十九条の二の四第一項第六号に規定する防火上支障がない部分は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 下宿の各宿泊室、住宅の各住戸又は寄宿舎の各寝室（以下「各宿泊室等」という。）又は各居室（建築基準法（昭和二十五年法律第百一十一号。以下「法」という。）別表第一（一）欄（二）項に掲げる用途の特殊建築物以外の特殊建築物の居室を除き、附属して設けられる便所、浴室、洗面所その他これらに類するものを含む。）及び便所、浴室、洗面所その他これらに類するもの（以下「各居室等」という。）に設ける換気、暖房又は冷房の設備（以下「換気設備等」という。）で、各宿泊室等（各居室等が二以上の階を有する場合にあっては、当該各宿泊室等の各階）又は各居室等の当該部分ごとに設ける換気設備等（令第二十条の三第二項に規定する換気設備を除く。以下同じ。）の風道（各宿泊室等又は各居室等以外の居室を経由することなく外気に開放されるものに限る。）で次のイ又は口のいずれかに該当するもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 延焼のおそれのある外壁の当該風道の開口部に令第九十九条に規定する防火設備又は令第百十二条第二十項に規定する特定防火設備（法第九条第九号の二口に規定する防火設備によって区画すべき準耐火構造の防火区画を貫通する場合にあっては、法第二条第九号の二口に規定する防火設備）を設けたもの</p>	<p>建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十九条の二の五第一項第六号に規定する防火上支障がない部分は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 下宿の各宿泊室、住宅の各住戸又は寄宿舎の各寝室（以下「各宿泊室等」という。）又は各居室（建築基準法（昭和二十五年法律第百一十一号。以下「法」という。）別表第一（一）欄（二）項に掲げる用途の特殊建築物以外の特殊建築物の居室を除き、附属して設けられる便所、浴室、洗面所その他これらに類するものを含む。）及び便所、浴室、洗面所その他これらに類するもの（以下「各居室等」という。）に設ける換気、暖房又は冷房の設備（以下「換気設備等」という。）で、各宿泊室等（各居室等が二以上の階を有する場合にあっては、当該各宿泊室等の各階）又は各居室等の当該部分ごとに設ける換気設備等（令第二十条の三第二項に規定する換気設備を除く。以下同じ。）の風道（各宿泊室等又は各居室等以外の居室を経由することなく外気に開放されるものに限る。）で次のイ又は口のいずれかに該当するもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 延焼のおそれのある外壁の当該風道の開口部に令第九十九条に規定する防火設備又は令第百十二条第十五項に規定する特定防火設備（法第二条第九号の二口に規定する防火設備によって区画すべき準耐火構造の防火区画を貫通する場合にあっては、法第二条第九号の二口に規定する防火設備）を設けたもの</p>

（準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管の外径を定める件の一部改正）

第二十条 準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管の外径を定める件（平成十二年建設省告示第千四百二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十九条の二の四第一項第七号口の規定に基づき国土交通大臣が定める準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管（以下「給水管等」という。）の外径は、給水管等の用途、覆いの有無、材質、肉厚及び当該給水管等が貫通する床、壁、柱又ははり等の構造区分に応じ、それぞれ次の表に掲げる数値とする。

（略）

- 一 この表において、三十分耐火構造、一時間耐火構造及び二時間耐火構造とは、通常の火災時の加熱にそれぞれ三十分、一時間及び二時間耐える性能を有する構造をいう。
- 二 給水管等が貫通する令第百十二条第十五項ただし書の場合における同項ただし書のひさし、床、袖壁その他これらに類するものは、三十分耐火構造とみなす。
- 三 内部に電線等を挿入していない予備配管にあつては、当該管の先端を密閉してあること。

改正前

建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十九条の二の五第一項第七号口の規定に基づき国土交通大臣が定める準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管（以下「給水管等」という。）の外径は、給水管等の用途、覆いの有無、材質、肉厚及び当該給水管等が貫通する床、壁、柱又ははり等の構造区分に応じ、それぞれ次の表に掲げる数値とする。

（略）

- 一 この表において、三十分耐火構造、一時間耐火構造及び二時間耐火構造とは、通常の火災時の加熱にそれぞれ三十分、一時間及び二時間耐える性能を有する構造をいう。
- 二 給水管等が貫通する令第百十二条第十項ただし書の場合における同項ただし書のひさし、床、そで壁その他これらに類するものは、三十分耐火構造とみなす。
- 三 内部に電線等を挿入していない予備配管にあつては、当該管の先端を密閉してあること。

（火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分を定める件の一部改正）

第二十一条 火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分を定める件（平成十二年建設省告示第千四百三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十六条の二第一項第五号に規定する火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 次のイからホまでのいずれかに該当する建築物の部分</p> <p>イ～ハ（略）</p> <p>二 高さ三十一メートル以下の建築物の部分（法別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物の主たる用途に供する部分で、地階に存するものを除く。）で、室（居室を除く。）にあつては(一)又は(二)に、居室にあつては(三)又は(四)に該当するもの</p> <p>(一) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でし、かつ、屋外に面する開口部以外の開口部のうち、居室又は避難の用に供する部分に面するものに法第二条第九号の二口に規定する防火設備で令第一百十二条第十八項第一号に規定する構造であるものを、それ以外のものに戸又は扉を、それぞれ設けたもの</p> <p>(二) (略)</p> <p>(三)(二) 床面積百平方メートル以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二口に規定する防火設備で令第一百十二条第十八項第一号に規定する構造であるものによつて区画され、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたもの</p> <p>(四) (略)</p> <p>ホ 高さ三十一メートルを超える建築物の床面積百平方メートル以下の室で、耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二に規定する防火設備で令第一百十二条第十八項第一号に規定する構造であるもので区画され、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕</p>	<p>建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十六条の二第一項第五号に規定する火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 次のイからホまでのいずれかに該当する建築物の部分</p> <p>イ～ハ（略）</p> <p>二 高さ三十一メートル以下の建築物の部分（法別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物の主たる用途に供する部分で、地階に存するものを除く。）で、室（居室を除く。）にあつては(一)又は(二)に、居室にあつては(三)又は(四)に該当するもの</p> <p>(一) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でし、かつ、屋外に面する開口部以外の開口部のうち、居室又は避難の用に供する部分に面するものに法第二条第九号の二口に規定する防火設備で令第一百十二条第十三項第一号に規定する構造であるものを、それ以外のものに戸又は扉を、それぞれ設けたもの</p> <p>(二) (略)</p> <p>(三)(二) 床面積百平方メートル以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二口に規定する防火設備で令第一百十二条第十三項第一号に規定する構造であるものによつて区画され、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたもの</p> <p>(四) (略)</p> <p>ホ 高さ三十一メートルを超える建築物の床面積百平方メートル以下の室で、耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二に規定する防火設備で令第一百十二条第十三項第一号に規定する構造であるもので区画され、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕</p>

上げを準不燃材料でしたもの

上げを準不燃材料でしたもの

（通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造方法を定める件の一部改正）

第二十二條 通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千四百三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十六条の三第二項に規定する通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造方法は、次のとおりとする。

一 各室において給気及び排煙を行う排煙設備の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ 当該排煙設備は、次に定める基準に適合する建築物の部分に設けられるものであること。

(1) 床面積が千五百平方メートル以内の室（準耐火構造の壁若しくは床又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第二条第九号の二口に規定する防火設備で令第一百二十二条第十八項第二号に規定する構造のものでその他の部分と区画されたものに限る。）であること。

(2) (略)

ロ（二）（略）

二 複数の室を統合した給気及び各室ごとに排煙を行う排煙設備の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ 当該排煙設備は、次に定める基準に適合する建築物の部分に設けられるものであること。

(1) 準耐火構造の壁若しくは床又は法第二条第九号の二口に規定する防火設備で令第一百二十二条第十八項第二号に規定する構造のものでその他の部分と区画されていること。

(2) 当該排煙設備を設ける建築物の部分には、準耐火構造の壁若しくは床又は法第二条第九号の二口に規定する防火設備で令第一百二十二条第十八項第二号に規定する構造のもの（八(2)（ロ）の規定によりガラーその他の圧力調整装置を設けた場合にあつては、法第二条第九号の二口に規定する防火設備）で区画され、八(1)に定める給気口を設けた付室（以下「給気室」という。）を

改正前

建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十六条の三第二項に規定する通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造方法は、次のとおりとする。

一 各室において給気及び排煙を行う排煙設備の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ 当該排煙設備は、次に定める基準に適合する建築物の部分に設けられるものであること。

(1) 床面積が千五百平方メートル以内の室（準耐火構造の壁若しくは床又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第二条第九号の二口に規定する防火設備で令第一百二十二条第十三項第二号に規定する構造のものでその他の部分と区画されたものに限る。）であること。

(2) (略)

ロ（二）（略）

二 複数の室を統合した給気及び各室ごとに排煙を行う排煙設備の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ 当該排煙設備は、次に定める基準に適合する建築物の部分に設けられるものであること。

(1) 準耐火構造の壁若しくは床又は法第二条第九号の二口に規定する防火設備で令第一百二十二条第十三項第二号に規定する構造のものでその他の部分と区画されていること。

(2) 当該排煙設備を設ける建築物の部分には、準耐火構造の壁若しくは床又は法第二条第九号の二口に規定する防火設備で令第一百二十二条第十三項第二号に規定する構造のもの（八(2)（ロ）の規定によりガラーその他の圧力調整装置を設けた場合にあつては、法第二条第九号の二口に規定する防火設備）で区画され、八(1)に定める給気口を設けた付室（以下「給気室」という。）を

<p>設け、当該給気室を通じて直通階段に通じていること。</p> <p>(3) (4) (略)</p> <p>口 (略)</p> <p>八 次の(1)又は(2)に掲げる防煙区画室の区分に応じ、それぞれ当該又は(2)に定める構造の給気口を設けること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 給気室以外の室 次に定める基準に適合する構造</p> <p>(略)</p> <p>() (略)</p> <p>() 当該給気口から給気室に通ずる建築物の部分(以下「連絡経路」という。)が次に定める基準に適合すること。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 吹抜きとなつている部分、昇降機の昇降路の部分その他これらに類する部分に面する開口部(法第二条第九号の二に規定する防火設備で令百十二条第十八項第二号に規定する構造のものが設けられたものを除く。)が設けられていないこと。</p> <p>() (略)</p> <p>() (略)</p> <p>二 (略)</p>

<p>設け、当該給気室を通じて直通階段に通じていること。</p> <p>(3) (4) (略)</p> <p>口 (略)</p> <p>八 防煙区画室の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める構造の給気口を設けること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 給気室以外の室 次に定める基準に適合する構造</p> <p>(略)</p> <p>() (略)</p> <p>() 当該給気口から給気室に通ずる建築物の部分(以下「連絡経路」という。)が次に定める基準に適合すること。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 吹抜きとなつている部分、昇降機の昇降路の部分その他これらに類する部分に面する開口部(法第二条第九号の二に規定する防火設備で令百十二条第十三項第二号に規定する構造のものが設けられたものを除く。)が設けられていないこと。</p> <p>() (略)</p> <p>() (略)</p> <p>二 (略)</p>
--

（安全上又は防火上重要である建築物の部分等を定める件の一部改正）

第二十三条 安全上又は防火上重要である建築物の部分等を定める件（平成十二年建設省告示第千四百四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第百四十四条の三第四号の安全上又は防火上重要である建築物の内装又は外装の部分は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 令第百十二条第八項若しくは第十項第一号、令第百二十三条第一項第二号若しくは第三項第四号又は令第百二十九条の十三の三第三項第五号の規定により、当該部分の仕上げを不燃材料とした壁及び天井（天井のない場合にあつては屋根。以下同じ。）の室内に面する部分</p> <p>二 令第百十二条第五項、第七項若しくは第十項本文、令第百二十条第二項又は令第百二十八条の五第一項から第六項までの規定により、当該部分の仕上げを準不燃材料とした壁及び天井の室内に面する部分</p> <p>三 (略)</p> <p>第二 令第百四十四条の三第五号の主要構造部以外の防火上重要な部分は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 令第百十二条第十五項ただし書又は平成二十七年国土交通省告示第百五十五号第一第二号口(3)若しくは令和元年国土交通省告示第百九十三号第一項第二号口(2)の規定により設けられるひさし、袖壁その他これらに類するもの</p> <p>二 (略)</p> <p>三 令第百二十一条第一項第三号若しくは第六号若しくは第三項、令第百二十三条第三項、令第百二十六条の七第五号若しくは令第百二十九条の十三の三第三項又は平成二十七年国土交通省告示第百五十五号第一第二号イ若しくは口(1)の規定により設けられるバルコニーその他これに類するもの</p>	<p>第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第百四十四条の三第四号の安全上又は防火上重要である建築物の内装又は外装の部分は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 令第百十二条第七項若しくは第九項第一号、令第百二十三条第一項第二号若しくは第三項第四号又は令第百二十九条の十三の三第三項第五号の規定により、当該部分の仕上げを不燃材料とした壁及び天井（天井のない場合にあつては屋根。以下同じ。）の室内に面する部分</p> <p>二 令第百十二条第四項、第六項若しくは第九項本文、令第百二十条第二項又は令第百二十八条の五第一項から第六項までの規定により、当該部分の仕上げを準不燃材料とした壁及び天井の室内に面する部分</p> <p>三 (略)</p> <p>第二 令第百四十四条の三第五号の主要構造部以外の防火上重要な部分は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 令第百十二条第十項ただし書若しくは令第百二十九条の二の三第一項第一号八(2)又は平成二十七年国土交通省告示第百五十五号第一第二号口(2)(iii)若しくは(3)の規定により設けられるひさし、袖壁その他これらに類するもの</p> <p>二 (略)</p> <p>三 令第百二十一条第一項第二号若しくは第五号若しくは第三項、令第百二十三条第三項、令第百二十六条の七第五号若しくは令第百二十九条の十三の三第三項又は平成二十七年国土交通省告示第百五十五号第一第二号口(1)若しくは(2)(i)の規定により設けられるバルコニーその他これに類するもの</p>

第三 令第四百四十四条の三第六号の安全上、防火上又は衛生上支障がない建築設備又はその部分は、主索で籠を吊るエレベーターの主索以外の建築設備又はその部分とする。

第三 令第四百四十四条の三第六号の安全上、防火上又は衛生上支障がない建築設備又はその部分は、主索でかごをつるエレベーターの主索以外の建築設備又はその部分とする。

(建築基準法施行令第三百三十六条の二の十一第一号イ 等の国土交通大臣の指定する構造方法を定める件の一部改正)

第二十四条 建築基準法施行令第三百三十六条の二の十一第一号イ 等の国土交通大臣の指定する構造方法を定める件(平成十二年建設省告示第千四百六十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第百三十六条の二の十一第一号ロ並びに第二号の表(三)の項、(四)の項及び(六)の項から(八)の項までの国土交通大臣の指定する構造方法は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる構造方法とする。</p> <p>一 令第百二十九条の二の三第一項 平成十二年建設省告示第千三百八十八号に定める構造方法</p> <p>二 令第百二十九条の二の四第二項第六号 昭和五十年建設省告示第千五百九十七号に定める構造方法</p> <p>三 令第百二十九条の十三の三第十二項 平成十二年建設省告示第千四百二十八号に定める構造方法</p> <p>第二 令第百四十四条の二の表(三)の項の国土交通大臣が指定する構造方法は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる構造方法とする。</p> <p>一 令第百四十四条第一項第一号イ 平成十二年建設省告示第千四百十九号第一に定める構造方法</p> <p>二 令第百四十四条第一項第六号 平成十二年建設省告示第千四百十九号第五に定める構造方法</p>	<p>第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第百三十六条の二の十一第一号ロ並びに第二号の表(三)の項、(四)の項及び(六)の項から(八)の項までの国土交通大臣の指定する構造方法は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる構造方法とする。</p> <p>一 第百二十九条の二の四第一項 平成十二年建設省告示第千三百八十八号に定める構造方法</p> <p>二 第百二十九条の二の五第二項第六号 昭和五十年建設省告示第千五百九十七号に定める構造方法</p> <p>三 第百二十九条の十三の三第十二項 平成十二年建設省告示第千四百二十八号に定める構造方法</p> <p>第二 令第百四十四条の二の表(三)の項の国土交通大臣が指定する構造方法は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる構造方法とする。</p> <p>一 第百四十四条第一項第一号イ 平成十二年建設省告示第千四百十九号第一に定める構造方法</p> <p>二 第百四十四条第一項第六号 平成十二年建設省告示第千四百十九号第五に定める構造方法</p>

（ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる居室の構造方法を定める件の一部改正）

第二十五条 ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる居室の構造方法を定める件（平成十五年国土交通省告示第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第一 換気回数が〇・七以上の機械換気設備を設けるものに相当する換気が確保される居室

建築基準法施行令（以下「令」という。）第二十条の七第一項第二号の表に規定する換気回数が〇・七以上の機械換気設備を設けるものに相当する換気が確保される居室の構造方法は、天井の高さを二・七メートル以上とし、かつ、次の各号に適合する機械換気設備を設けるものとする。

- 一 (略)
- 二 令第二百二十九条の二の五第二項のほか、令第二十条の八第一項第一号イ 及び 又はロ 及び 並びに同項第二号に適合するものとする。

第二 換気回数が〇・五以上〇・七未満の機械換気設備を設けるものに相当する換気が確保される住宅等の居室以外の居室

令第二十条の七第一項第二号の表に規定する換気回数が〇・五以上〇・七未満の機械換気設備を設けるものに相当する換気が確保される住宅等の居室以外の居室（第一に適合するものを除く。）の構造方法は、次の各号のいずれかに適合するものとする。

- 一 天井の高さを二・九メートル以上とし、かつ、次のイ及びロに適合する機械換気設備（第一の各号に適合するものを除く。）を設けるものとする。

- イ (略)
 - ロ 令第二百二十九条の二の五第二項のほか、令第二十条の八第一項第一号イ 及び 又はロ 及び 並びに同項第二号に適合するものとする。
- 二丁四 (略)

改正前

第一 換気回数が〇・七以上の機械換気設備を設けるものに相当する換気が確保される居室

建築基準法施行令（以下「令」という。）第二十条の七第一項第二号の表に規定する換気回数が〇・七以上の機械換気設備を設けるものに相当する換気が確保される居室の構造方法は、天井の高さを二・七メートル以上とし、かつ、次の各号に適合する機械換気設備を設けるものとする。

- 一 (略)
- 二 令第二百二十九条の二の六第二項のほか、令第二十条の八第一項第一号イ 及び 又はロ 及び 並びに同項第二号に適合するものとする。

第二 換気回数が〇・五以上〇・七未満の機械換気設備を設けるものに相当する換気が確保される住宅等の居室以外の居室

令第二十条の七第一項第二号の表に規定する換気回数が〇・五以上〇・七未満の機械換気設備を設けるものに相当する換気が確保される住宅等の居室以外の居室（第一に適合するものを除く。）の構造方法は、次の各号のいずれかに適合するものとする。

- 一 天井の高さを二・九メートル以上とし、かつ、次のイ及びロに適合する機械換気設備（第一の各号に適合するものを除く。）を設けるものとする。

- イ (略)
 - ロ 令第二百二十九条の二の六第二項のほか、令第二十条の八第一項第一号イ 及び 又はロ 及び 並びに同項第二号に適合するものとする。
- 二丁四 (略)

第四 ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる住宅等の居室以外の居室

令第二十條の八第二項に規定する同條第一項に規定する基準に適合する換気設備を設ける住宅等の居室以外の居室と同等以上にホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる住宅等の居室以外の居室の構造方法は、次の各号のいずれかに適合するものとする。

一・二 (略)

三 天井の高さを三・五メートル以上とし、かつ、次のイ及びロに適合する機械換気設備を設けるものとする。

イ (略)

ロ 令第二百二十九條の二の五第二項のほか、令第二十條の八第一項第一号イ 及び 又はロ 及び 並びに同項第二号に適合するものとする。

第四 ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる住宅等の居室以外の居室

令第二十條の八第二項に規定する同條第一項に規定する基準に適合する換気設備を設ける住宅等の居室以外の居室と同等以上にホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる住宅等の居室以外の居室の構造方法は、次の各号のいずれかに適合するものとする。

一・二 (略)

三 天井の高さを三・五メートル以上とし、かつ、次のイ及びロに適合する機械換気設備を設けるものとする。

イ (略)

ロ 令第二百二十九條の二の六第二項のほか、令第二十條の八第一項第一号イ 及び 又はロ 及び 並びに同項第二号に適合するものとする。

（建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件の一部改正）

第二十六条 建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件（平成十七年国土交通省告示第五百六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）<u>（第三百三十七条の二第一号イに規定する建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号（法第二十条第一項第一号後段に規定する構造計算によつて安全性を確かめる場合にあつては、第一号）に定めるところによる。</u></p> <p>一 建築設備については、次のイから八までに定めるところによる。</p> <p>イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）<u>（第二十条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものは、令第三百二十九条の二の三第三号の規定に適合すること。</u></p> <p>ロ 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備は、<u>令第三百二十九条の二の四第一項第二号及び第三号の規定に適合すること。</u></p> <p>ハ（略）</p> <p>二（略）</p>	<p>第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）<u>（第三百三十七条の二第一号イに規定する建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号（法第二十条第一項第一号後段に規定する構造計算によつて安全性を確かめる場合にあつては、第一号）に定めるところによる。</u></p> <p>一 建築設備については、次のイから八までに定めるところによる。</p> <p>イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）<u>（第二十条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものは、令第三百二十九条の二の四第三号の規定に適合すること。</u></p> <p>ロ 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備は、<u>令第三百二十九条の二の五第一項第二号及び第三号の規定に適合すること。</u></p> <p>ハ（略）</p> <p>二（略）</p>

（昇降機の昇降路内に設けることができる配管設備の構造方法を定める件の一部改正）

第二十七条 昇降機の昇降路内に設けることができる配管設備の構造方法を定める件（平成十七年国土交通省告示第五百七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>建築基準法施行令第二百二十九条の二の四第一項第三号ただし書に規定する昇降機の昇降路内に設けることができる配管設備で、地震時においても昇降機の籠の昇降、籠及び出入口の戸の開閉その他の昇降機の機能並びに配管設備の機能に支障がないものの構造方法は、次の各号に適合するものでなければならない。</p> <p>一～四 (略)</p>
改正前	<p>建築基準法施行令第二百二十九条の二の五第一項第三号ただし書に規定する昇降機の昇降路内に設けることができる配管設備で、地震時においても昇降機のかごの昇降、かご及び出入口の戸の開閉その他の昇降機の機能並びに配管設備の機能に支障がないものの構造方法は、次の各号に適合するものでなければならない。</p> <p>一～四 (略)</p>

(確認審査等に関する指針の一部改正)

第二十八条 確認審査等に関する指針(平成十九年国土交通省告示第八百三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第一 確認審査に関する指針

建築基準法（以下「法」という。）第六条第四項及び第十八条第三項（これらの規定を法第八十七条第一項、法第八十七条の四並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する審査並びに法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による確認のための審査（以下「確認審査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは法第六条の二第一項の規定による確認の申請書の提出又は法第十八条第二項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一～六（略）

3 申請等に係る建築物等の計画が、法第六条第一項（法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する建築基準関係規定（以下単に「建築基準関係規定」という。）に適合するかどうかの審査（法第二十条第一項第一号に定める基準（同号の政令で定める基準に従った構造計算によって安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたもの）に係る部分に限る。）又は令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に適合するかどうかの審査（次項において「構造計算の確認審査」という。）を除く。）は、次の各号に定めるところによるものとする。

一～五（略）

改正前

第一 確認審査に関する指針

建築基準法（以下「法」という。）第六条第四項及び第十八条第三項（これらの規定を法第八十七条第一項、法第八十七条の二並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する審査並びに法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による確認のための審査（以下「確認審査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは法第六条の二第一項の規定による確認の申請書の提出又は法第十八条第二項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一～六（略）

3 申請等に係る建築物等の計画が、法第六条第一項（法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する建築基準関係規定（以下単に「建築基準関係規定」という。）に適合するかどうかの審査（法第二十条第一項第一号に定める基準（同号の政令で定める基準に従った構造計算によって安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたもの）に係る部分に限る。）又は令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に適合するかどうかの審査（次項において「構造計算の確認審査」という。）を除く。）は、次の各号に定めるところによるものとする。

一～五（略）

六 法第三十八条（法第六十六条、法第六十七条の二及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による認定に係る認定書の写しが添えられているものにあつては、申請又は通知に係る建築物若しくはその部分又は工作物若しくはその部分の計画が当該認定を受けた構造方法又は建築材料によるものであることを確かめること。

七（略）

八 法第八十六条の八第一項又は法第八十七条の二第一項に規定する認定に係る認定書及び添付図書の写しが添えられている場合にあつては、申請等に係る建築物等の計画が認定を受けた全体計画と同一のものであることを確かめること。

九・十（略）

4（略）

5 前三項の規定によるほか、確認審査の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

一（略）

二 前三項の審査において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めるときは、法第六条第七項、法第六条の二第四項又は法第十八条第十四項（これらの規定を法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が建築基準関係規定に適合しない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。

三・四（略）

第三 完了検査に関する指針

法第七条第四項、法第七条の二第一項及び第十八条第十七項（これらの規定を法第八十七条の二並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による検査（以下「完了検査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものと

六 法第三十八条（法第六十七条の二、法第六十七条の四及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による認定に係る認定書の写しが添えられているものにあつては、申請又は通知に係る建築物若しくはその部分又は工作物若しくはその部分の計画が当該認定を受けた構造方法又は建築材料によるものであることを確かめること。

七（略）

八 法第八十六条の八第一項に規定する認定に係る認定書及び添付図書の写しが添えられている場合にあつては、申請等に係る建築物等の計画が認定を受けた全体計画と同一のものであることを確かめること。

九・十（略）

4（略）

5 前三項の規定によるほか、確認審査の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

一（略）

二 前三項の審査において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めるときは、法第六条第七項、法第六条の二第四項又は法第十八条第十四項（これらの規定を法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が建築基準関係規定に適合しない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。

三・四（略）

第三 完了検査に関する指針

法第七条第四項、法第七条の二第一項及び第十八条第十七項（これらの規定を法第八十七条の二並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による検査（以下「完了検査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものと

する。

2 法第七条第一項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）若しくは法第七条の第二項の規定による完了検査の申請書の提出又は法第十八条第十六項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一～三（略）

3（略）

4 前二項の規定によるほか、完了検査の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

一 第二項の審査及び前項の検査において、申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合することを認めるときは、当該建築物等に係る申請者又は通知をした国の機関の長等（以下この項において「申請者等」という。）に法第七条第五項、法第七条の二第五項又は法第十八条第十八項（これらの規定を法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）に規定する検査済証を交付すること。

二・三（略）

第四 中間検査に関する指針

法第七条の三第四項、法第七条の四第一項及び第十八条第二十項（これらの規定を法第八十七条の四及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による検査（以下「中間検査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第七条の三第一項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）若しくは法第七条の四第一項の規定による中間検査の申請書の提出又は法第十八条第十九項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

する。

2 法第七条第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）若しくは法第七条の第二項の規定による完了検査の申請書の提出又は法第十八条第十六項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一～三（略）

3（略）

4 前二項の規定によるほか、完了検査の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

一 第二項の審査及び前項の検査において、申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合することを認めるときは、当該建築物等に係る申請者又は通知をした国の機関の長等（以下この項において「申請者等」という。）に法第七条第五項、法第七条の二第五項又は法第十八条第十八項（これらの規定を法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）に規定する検査済証を交付すること。

二・三（略）

第四 中間検査に関する指針

法第七条の三第四項、法第七条の四第一項及び第十八条第二十項（これらの規定を法第八十七条の二及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による検査（以下「中間検査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第七条の三第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）若しくは法第七条の四第一項の規定による中間検査の申請書の提出又は法第十八条第十九項の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

のとする。

一〇三 (略)

3 (略)

4 前二項の規定によるほか、中間検査の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

一 第二項の審査及び前項の検査において、申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合することを認められた場合は、当該建築物等に係る申請者又は通知をした国の機関の長等（以下この項において「申請者等」という。）に法第七条の三第五項、法第七条の四第五項又は法第十八条第二十二項（これらの規定を法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む）に規定する中間検査合格証を交付すること。

二・三 (略)

一〇三 (略)

3 (略)

4 前二項の規定によるほか、中間検査の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

一 第二項の審査及び前項の検査において、申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合することを認められた場合は、当該建築物等に係る申請者又は通知をした国の機関の長等（以下この項において「申請者等」という。）に法第七条の三第五項、法第七条の四第五項又は法第十八条第二十二項（これらの規定を法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む）に規定する中間検査合格証を交付すること。

二・三 (略)

(確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件の一部
改正)

第二十九条 確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める
件(平成十九年国土交通省告示第八百八十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する
改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

第一 建築基準法施行規則（以下「施行規則」という。）第三条の五第三項第二号に規定する書類の様式は、次の各号に掲げる規定による確認のための審査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式とする。

- 一（略）
- 二 法第八十七条の四において準用する法第六条の二第一項 別記第一号様式
- 三（略）

第二 施行規則第四条の七第三項第二号に規定する書類の様式は、次の各号に掲げる規定による完了検査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式とする。

- 一（略）
- 二 法第八十七条の四において準用する法第七条の二第一項 別記第六号様式
- 三（略）

第一号様式（第一一号関係）

	(い)	見出し	(ろ)	(は)
			(略)	
法第20条	(略)			

改正前

第一 建築基準法施行規則（以下「施行規則」という。）第三条の五第三項第二号に規定する書類の様式は、次の各号に掲げる規定による確認のための審査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式とする。

- 一（略）
- 二 法第八十七条の二において準用する法第六条の二第一項 別記第一号様式
- 三（略）

第二 施行規則第四条の七第三項第二号に規定する書類の様式は、次の各号に掲げる規定による完了検査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式とする。

- 一（略）
- 二 法第八十七条の二において準用する法第七条の二第一項 別記第六号様式
- 三（略）

第一号様式（第一一号関係）

	(い)	見出し	(ろ)	(は)
			(略)	
法第20条	(略)			

	令第129条の2の3 (第3号に限る。)	建築設備の構造強度	
	(略)		
(略)			
法第26条	防火壁等		
(略)			
法第36条	(略)		
	令第129条の2の3 (第2号に限る。)	建築設備の構造強度	
	(略)		
	令第129条の2の4	給水、排水その他の配管設備の設置及び構造	
	令第129条の2の5	換気設備	
令第129条の2の6	冷却塔設備		

	令第129条の2の4 (第3号に限る。)	建築設備の構造強度	
	(略)		
(略)			
法第26条	防火壁		
(略)			
法第36条	(略)		
	令第129条の2の4 (第2号に限る。)	建築設備の構造強度	
	(略)		
	令第129条の2の5	給水、排水その他の配管設備の設置及び構造	
	令第129条の2の6	換気設備	
令第129条の2の7	冷却塔設備		

(略)			
(略)			
法第61条	防火地域及び準防火地域 内の建築物		
(削る)			
法第62条	屋根		
(削る)			
法第63条	隣地境界線に接する外壁		
法第64条	看板等の防火措置		
法第65条	建築物が防火地域又は準 防火地域の内外にわたる 場合の措置		
法第67条	特定防災街区整備地区		
(略)			
(略)			
法第86条の9	公共事業の施行等による 敷地面積の減少について		

(略)			
(略)			
法第61条	防火地域内の建築物		
法第62条	準防火地域内の建築物		
法第63条	屋根		
法第64条	外壁の開口部の防火戸		
法第65条	隣地境界線に接する外壁		
法第66条	看板等の防火措置		
法第67条	建築物が防火地域又は準 防火地域の内外にわたる 場合の措置		
法第67条の3	特定防災街区整備地区		
(略)			
(略)			
法第86条の9	公共事業の施行等による 敷地面積の減少について		

	の第3条等の規定の準用	
法第87条の3	建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和	
(略)		

第二号様式（第一第二号関係）

(11)		(3)	(は)
条項	見出し		
(略)			
法第36条	令第129条の2の3（第2号に限る。）	建築設備の構造強度	
(略)			
	令第129条の2の4	給水、排水その他の配管設備の設置及び構造	
	令第129条の2の5	換気設備	

	の第3条等の規定の準用	
(略)		

第二号様式（第一第二号関係）

(11)		(3)	(は)
条項	見出し		
(略)			
法第36条	令第129条の2の4（第2号に限る。）	建築設備の構造強度	
(略)			
	令第129条の2の5	給水、排水その他の配管設備の設置及び構造	
	令第129条の2の6	換気設備	

令第129条の 2の6	冷却塔設備		
(略)			
(略)			

第四号様式（第二第一号関係）

(1)		(3)	(4)	
条項	見出し		目視 検査	動作 確認
(略)				
法第26条	防火壁等			
(略)				
法第 36条	(略)	令第129条の 2の3（第2 号に限る。）	建築設備の構造強度	
			(略)	
			給水、排水その他の	
令第129条の				

令第129条の 2の7	冷却塔設備		
(略)			
(略)			

第四号様式（第二第一号関係）

(1)		(3)	(4)	
条項	見出し		目視 検査	動作 確認
(略)				
法第26条	防火壁			
(略)				
法第 36条	(略)	令第129条の 2の4（第 2号に限る 。）	建築設備の構造強度	
			(略)	
			給水、排水その他の	
令第129条の				

	<u>2の4</u>	配管設備の設置及び構造		
	令第129条の2の5	換気設備		
	令第129条の2の6	冷却塔設備		
	(略)			
(略)				
法第61条	防火地域及び準防火地域内の建築物			
(削る)				
法第62条	屋根			
(削る)				
法第63条	隣地境界線に接する外壁			
法第64条	看板等の防火措置			
法第65条	建築物が防火地域又は準防火地域の内外にわたる場合の措置			

	<u>2の5</u>	配管設備の設置及び構造		
	令第129条の2の6	換気設備		
	令第129条の2の7	冷却塔設備		
	(略)			
(略)				
法第61条	防火地域内の建築物			
法第62条	準防火地域内の建築物			
法第63条	屋根			
法第64条	外壁の開口部の防火戸			
法第65条	隣地境界線に接する外壁			
法第66条	看板等の防火措置			
法第67条	建築物が防火地域又は準防火地域の内外にわたる場合の措置			

法第67条	特定防災街区整備地区		
(略)			
(略)			
法第86条の9	公共事業の施行等による敷地面積の減少についての第3条等の規定の準用		
法第87条の3	建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和		
(略)			

第五号様式（第二二号関係）

(い)		(は)	
条項	見出し	(ろ)	目視検査 動作確認
(略)			
法第36条	(略)		

法第67条の3	特定防災街区整備地区		
(略)			
(略)			
法第86条の9	公共事業の施行等による敷地面積の減少についての第3条等の規定の準用		
(略)			

第五号様式（第二二号関係）

(い)		(は)	
条項	見出し	(ろ)	目視検査 動作確認
(略)			
法第36条	(略)		

令第129条の 2の3（第2 号に限る。）	建築設備の構造強度			
	(略)			
	令第129条の 2の4	給水、排水その他の 配管設備の設置及び 構造		
	令第129条の 2の5	換気設備		
令第129条の 2の6	冷却塔設備			
(略)				
令第129条の 2の4（第 2号に限る 。）	建築設備の構造強度			
	(略)			
	令第129条の 2の5	給水、排水その他の 配管設備の設置及び 構造		
	令第129条の 2の6	換気設備		
令第129条の 2の7	冷却塔設備			
(略)				

（建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件の一部改正）

第三十条 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

(略)	二 建 築 物 の 外 部			(略)	(略)	別表	改正後			
	(略)	(略)	(略)					(五)	(略)	(い) 調査項目
										(ろ) 調査方法
										(は) 判定基準
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	躯体等					
					外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況					
					設計図書等により確認する。					
					法第二十三条、法第二十五条又は法第六十一条の規定に適合しないこと。					

(略)	二 建 築 物 の 外 部			(略)	(略)	別表	改正前			
	(略)	(略)	(略)					(五)	(略)	(い) 調査項目
										(ろ) 調査方法
										(は) 判定基準
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	躯体等					
					外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況					
					設計図書等により確認する。					
					法第二十三条、第二十五条又は第六十四条の規定に適合しないこと。					

内部 物の 建築	四 建築			三 屋上 及び 屋根
(一)	(略)	(各)	(略)	(略)
防火 区画				屋根
令第百十二 条第十項か ら第十二項 までに規定 する。		(略)		屋根の 防火対 策の状 況
設計図書等 により確認 する。				設計図書等 により確認 する。
令第百十二 条第十項から第 十二項までの 規定に適合し				防火地域又は準 防火地域内の建 築物の屋根にあ つては法第六十 二条の規定に適 合しないこと又 は法第二十二條 の規定に基づき 特定行政庁が防 火地域及び準防 火地域以外の市 街地について指 定する区域内の 建築物の屋根に あつては同条の 規定に適合しな いこと。

内部 物の 建築	四 建築			三 屋上 及び 屋根
(一)	(略)	(各)	(略)	(略)
防火 区画				屋根
令第百十二 条第九項に 規定する区 画の状況		(略)		屋根の 防火対 策の状 況
設計図書等 により確認 する。				設計図書等 により確認 する。
令第百十二 条第九項の規定 に適合しない こと。ただし				防火地域又は準 防火地域内の建 築物の屋根にあ つては法第六十 三条の規定に適 合しないこと又 は法第二十二條 の規定に基づき 特定行政庁が防 火地域及び準防 火地域以外の市 街地について指 定する区域内の 建築物の屋根に あつては同条の 規定に適合しな いこと。

(四)	(三)

防火 区画 の外 部の 周部	令第百十二条 第十七項に規 定する区画の 状況
令第百十 二条第十 五項に規 定する外 壁等及び 同条第十 六項に規	設計図書等 により確認 する。
令第百十二 条第十五項 又は第十六 項の規定に 適合しない こと。	ないこと。 令第百十二 条第十七項 の規定に合 適しないこ と。ただし、 令第二百九 条の第二十 一項の規定 が適用され 、かつ全館 避難安全性 に影響を及 ぼす修繕等 が行われ ない場合を 除く。

(四)	(三)

防火 区画 の外 部の 周部	令第百十二条 第十二項に規 定する区画の 状況
令第百十 二条第十 五項に規 定する外 壁等及び 同条第十 六項に規	設計図書等 により確認 する。
令第百十二 条第十項又 は第十一項 の規定に合 適しないこ と。	ないこと。 令第百十二 条第十二項 の規定に合 適しないこ と。ただし、 令第二百九 条の第二十 一項の規定 が適用され 、かつ全館 避難安全性 に影響を及 ぼす修繕等 が行われ ない場合を 除く。

損傷及び劣化の備火設る定に規六項第十同条及び壁等る外定に規五項第十二条百十令第	況の状処置の備火設る定

傷及び劣化の備火設る定に規六項第十同条及び壁等る外定に規五項第十二条百十令第	況の状処置の備火設る定

に適合しないこと。

(二) 令第百十二条第六項又は第九項(令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合)にあつては、第六項を除く。)の規定による防火区画 令第百七条の規定に適合しないこと。

(三) 令第百十二条第十項から第十二項まで又は第十五項(令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安

する壁に限る。

ないこと。

(二) 令第百十二条第五項又は第八項(令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行

(三) 令第百十二条第九項又は第十項(令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行

(十四)	(十三)・(十二)	
------	-----------	--

(略)		
給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあつては、点検口等から目視により確認する。	全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合に於ては、第十項から第十二項までを除く。の規定による防火区画 令第七百七条の二の規定に適合しないこと。
令第一百二十二条第十九項若しくは第二十項又は第二百二十九条の二の四の規定に適合しないこと。		

(十四)	(十三)・(十二)	
------	-----------	--

(略)		
給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあつては、点検口等から目視により確認する。	われていない場合に於ては、第九項を除く。の規定による防火区画 令第七百七条の二の規定に適合しないこと。
令第一百二十二条第十四項若しくは第十五項又は第二百二十九条の二の五の規定に適合しないこと。		

第九項（令第
百二十九条の
二第一項の規
定が適用され
、かつ、全館
避難安全性能
に影響を及ぼ
す修繕等が行
われていない
場合にあつて
は、第七項を
除く。）の規
定による防火
区画 令第百
七条の規定に
適合しないこ
と。

(三) 令第百十二
条第十項から
第十二項まで
又は第十五項
（令第百二十
九条の二第一
項の規定が適
用され、かつ
、全館避難安
全性能に影響
を及ぼす修繕
等が行われて
いない場合に

第八項（令第
百二十九条の
二第一項の規
定が適用され
、かつ、全館
避難安全性能
に影響を及ぼ
す修繕等が行
われていない
場合にあつて
は、第九項を

(三) 令第百十二
条第九項又は
第十項（令第
百二十九条の
二第一項の規
定が適用され
、かつ、全館
避難安全性能
に影響を及ぼ
す修繕等が行
われていない
場合にあつて
は、第九項を

(三)	(略)	(三)	(三)	
I その他こ 防火設備（ 防火扉、防 火シャッタ その他こ 設備又 対応し た防火 設備の より確認す る。	(略)	給水管、配電管、他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	(略)	
				設計図書等により確認する。
				あつては、第十項から第十二項までを除く。）の規定による防火区画 令第七百七条の二の規定に適合しないこと。
区画に 目視及び設 計図書等に より確認す る。	令第一百十二条第 十八項の規定に 適合しないこと	令第一百十二条第 十九項若しくは 第二十項又は令 第二百二十九条の 二の四の規定に 適合しないこと		

(三)	(略)	(三)	(三)	
I その他こ 防火設備（ 防火扉、防 火シャッタ その他こ 設備の より確認す る。	(略)	給水管、配電管、他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	(略)	
				設計図書等により確認する。
				除く。）の規定による防火区画 令第七百七条の二の規定に適合しないこと。
区画に 目視及び設 計図書等に より確認す る。	令第一百十二条第 十三項の規定に 適合しないこと	令第一百十二条第 十四項若しくは 第十五項又は第 百二十九条の二 の五の規定に適 合しないこと。		

二千	二百	六十	三号	第一	第一	号口	に規	定す	る基	準に	つい	ての	適合	の状	況													
う。)	つては、各	階の主要な	常閉防火扉	等の閉鎖時	間をストツ	プウオツチ	等により測	定し、扉の	重量により	運動エネルギー	ギーを確認	するととも	に、必要に	応じて閉鎖	する力をテ	ンシヨング	ージ等によ	り測定する	。ただし、	三年以内に	実施した点	検の記録が	ある場合に	あつては、	当該記録に	より確認す	ることです	る。

準用する場合を含む。)の規定に適合しないこと。

二千	五百	六十	三号	第一	第一	号口	に規	定す	る基	準に	つい	ての	適合	の状	況												
あつては、	各階の主要	な常閉防火	扉の閉鎖時	間をストツ	プウオツチ	等により測	定し、扉の	重量により	運動エネルギー	ギーを確認	するととも	に、必要に	応じて閉鎖	する力をテ	ンシヨング	ージ等によ	り測定する	。ただし、	三年以内に	実施した点	検の記録が	ある場合に	あつては、	当該記録に	より確認す	ることです	る。

と。

(五)

防火扉
又は戸
の開放
方向

目視により
確認する。

令第二百二十三条
第一項第六号、
第二項第二号又
は第三項第十号
(令第二百二十九
条第一項の規定
が適用され、か
つ階避難安全性
能に影響を及ぼ
す修繕等が行わ
れていない場合
にあつては、第
三項第九号を
除き、令第二
百二十九条の二
第一項の規定が
適用され、かつ
全館避難安全性
能に影響を及ぼ
す修繕等が行わ
れていない場合
にあつては、第
二項第二号及び
第三項第九号を

(五)

防火扉
の開放
方向

目視により
確認する。

令第二百二十三条
第一項第六号、
第二項第二号又
は第三項第十号
(令第二百二十九
条第一項の規定
が適用され、か
つ階避難安全性
能に影響を及ぼ
す修繕等が行わ
れていない場合
にあつては、第
三項第九号を
除き、令第二
百二十九条の二
第一項の規定が
適用され、かつ
全館避難安全性
能に影響を及ぼ
す修繕等が行わ
れていない場合
にあつては、第
二項第二号及び
第三項第九号を

(三)	(三)
-----	-----

常閉 防火 設備 等の 閉鎖 又は	常閉 防火 設備 等の 閉鎖 又は	常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備又は戸（以下「常閉防火設備等」という。）の本体と枠の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	目視により確認する。	除く。）の規定に適合しないこと。
			物品が放置されていることにより常閉防火設備等の閉鎖又は作動に支障があること	常閉防火設備等の変形又は損傷により遮炎性能又は遮煙性能（令第一百十二条第十八項第二号に規定する特定防火設備又は常閉防火設備等に限る。）に支障があること。	

(三)	(三)
-----	-----

常閉 防火 設備 の閉 鎖又 は作	常閉 防火 設備 の閉 鎖又 は作	常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備（以下「常閉防火設備」という。）の本体と枠の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	目視により確認する。	除く。）の規定に適合しないこと。
			物品が放置されていることにより常閉防火設備の閉鎖又は作動に支障があること	常閉防火設備の変形又は損傷により遮炎性能又は遮煙性能（令第一百十二条第三項第二号に規定する特定防火設備又は常閉防火設備に限る。）に支障があること。	

(三)	(三)
-----	-----

定の固 扉等 防火 常閉	状況 の放 品の なる 害と の障 作動 又は 閉鎖 等の 設備 防火 常閉	状況 の放 品の なる 害と の障 作動
目視により 確認する。	目視により 確認する。	
常閉防火扉等 が開放状態に 固定されてい ること。	物品が放置さ れていること により常閉防 火設備等の閉 鎖又は作動に 支障があるこ と。	と。

(三)	(三)
-----	-----

の状 固定 扉の 防火 常閉	況の状 の放 品の なる 害と の障 動の は作 鎖又 の閉 設備 防火 常閉	況の状 の放 品の なる 害と の障 動の
目視により 確認する。	目視により 確認する。	
常閉防火扉が 開放状態に固 定されている こと。	物品が放置さ れていること により常閉防 火設備の閉鎖 又は作動に支 障があること 。	。

別記 (A4)	調査結果表 (略)	調査項目	(略)	(略)	(略)	(三十四)	照明器具、 懸垂物等	(略)	状況				(三十五)	(略)	防火 設備 又は 戸の 閉鎖 の障 害と なる 照明 器具 、懸 垂物 等の 状況	目視により 確認する。	防火設備の閉 鎖に支障があ ること。

別記 (A4)	調査結果表 (略)	調査項目	(略)	(略)	(略)	(三十四)	照明器具、 懸垂物等	(略)	況				(三十五)	(略)	防火 設備 の閉 鎖の 障害 とな る照 明器 具、 懸垂 物等 の状 況	目視により 確認する。	防火設備の閉 鎖に支障があ ること。

(略)			
4	建築物の内部		
(1)	防火区画	令第112条第10項から第12項までに規定する区画の状況	(略)
		令第112条第1項、第3項、第4項又は第6項から第9項までの各項に規定する区画の状況	(略)
(2)	令第112条第17項に規定する区画の状況		(略)
(3)	防火区画の外周部等及び同条第16項に規定する防火設備の処置の状況		(略)
(4)	防火区画の外周部	令第112条第15項に規定する外壁等及び同条第16項に規定する防火設備の処置の状況	(略)
		令第112条第15項に規定する外壁等及び同条第16項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況	(略)
(5)	(略)		(略)
(6)～(10)	(略)		(略)
(11)	耐火構造の壁又は準耐火構造	耐火性能等の確保の状況	
		部材の劣化及び損傷の状況	(略)
(12)	部材の劣化及び損傷の状況		(略)

(略)			
4	建築物の内部		
(1)	防火区画	令第112条第9項に規定する区画の状況	(略)
		令第112条第1項から第3項まで又は同条第5項から第8項までの各項に規定する区画の状況	(略)
(2)	令第112条第12項又は第13項に規定する区画の状況		(略)
(3)	防火区画の外周部等及び同条第11項に規定する防火設備の処置の状況		(略)
(4)	防火区画の外周部	令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の処置の状況	(略)
		令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況	(略)
(5)	(略)		(略)
(6)～(10)	(略)		(略)
(11)	一時間連耐火基準に適合す	耐火性能等の確保の状況	
		部材の劣化及び損傷の状況	(略)
(12)	部材の劣化及び損傷の状況		(略)

(13)	る部分	造の壁（防火区画を構成する壁に限る。）	鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	(略)
(14)		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	(略)	
(15)・(16)	床	(略)	(略)	(略)
(17)～(19)		(略)	耐火構造の床又は準耐火構造の床（防火区画を構成する床に限る。）	(略)
(20)		耐火性能等の確保の状況	(略)	
(21)		部材の劣化及び損傷の状況	(略)	
(22)		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	(略)	

(13)	る部分	る準耐火構造の壁、耐火構造の壁又は準耐火構造の壁（防火区画を構成する壁に限る。）	鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	(略)
(14)		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	(略)	
(15)・(16)	床	(略)	(略)	(略)
(17)～(19)		(略)	一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床又は準耐火構造の床（防火区画を構成	(略)
(20)		準耐火性能等の確保の状況	(略)	
(21)		部材の劣化及び損傷の状況	(略)	
(22)		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	(略)	

(23) ～ (25)	(略)			
(26)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸	区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況	(略)	
(27)	他これらに類するものに限る。）又は戸	居室から地上に通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況	(略)	
(28)		昭和48年建設省告示第2563号第1第1号口に規定する基準への適合の状況	(略)	
(29)		防火扉又は戸の開放方向	(略)	
(30)		常閉防火設備等の本体と枠の劣化及び損傷の状況	(略)	
(31)		常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況	(略)	
(32)		常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況	(略)	

		する床に限る。)		
(23) ～ (25)	(略)			
(26)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）	区画に対応した防火設備の設置の状況	(略)	
(27)	他これらに類するものに限る。）	居室から地上に通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備におけるくぐり戸の設置の状況	(略)	
(28)		昭和48年建設省告示第2563号第1第1号口に規定する基準への適合の状況	(略)	
(29)		防火扉の開放方向	(略)	
(30)		常閉防火設備の本体と枠の劣化及び損傷の状況	(略)	
(31)		常閉防火設備の閉鎖又は作動の状況	(略)	
(32)		常閉防火設備の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況	(略)	

(33)		常閉防火扉等の固定の状況	(略)
(34)	照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	(略)
		防火設備又は戸の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況	(略)
(35)			(略)
(36)～(45)	(略)		
(略)			

(33)		常閉防火扉の固定の状況	(略)
(34)	照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	(略)
		防火設備の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況	(略)
(35)			(略)
(36)～(45)	(略)		
(略)			

別添1 様式 (A3)

調査結果図

番号	調査項目
1	敷地及び地盤
(1)	地盤
(2)	敷地
(3)から(9)	敷地内の通路
(6)から(7)	溝等
(8)から(9)	擁壁
2	建築物の外観
(1)から(2)	基礎
(3)から(4)	土台(木造に限る。)
(5)から(18)	外壁
3	屋上及び屋根
(1)	屋上家の状況
(2)から(5)	屋上覆いの状況(屋上面を除く。)
(6)から(7)	屋根(屋上面を除く。)
(8)から(9)	増築及び工作物(冷卻機設備、等)
4	建築物の内観
(1)から(5)	防火区画
(6)から(16)	壁の室内に面する部分
(17)から(22)	床
(23)から(26)	天井
(26)から(34)	防火設備又は戸
(35)から(36)	照明器具、駐留物等
(37)から(42)	居室の採光及び換気
(43)から(46)	石綿等を添加した建築材料
5	避難施設等
(1)	令第120条第2項に規定する通路
(2)から(3)	廊下
(4)から(5)	出入口
(6)	屋上広場
(7)から(10)	避難上有効なバルコニー
(11)から(23)	階段
(24)から(29)	建物の設備等
(30)から(40)	その他の設備等
6	その他
(1)から(4)	特殊な構造等
(5)	遊具設備
(6)から(9)	煙突
7	上記以外の調査項目

注) 調査内容及び各層の断面図を提出し、図録のあつた部分(括弧で示す事項を含む)を撮影した写真の枚数等を記載すること。

別添1 様式 (A3)

調査結果図

番号	調査項目
1	敷地及び地盤
(1)	地盤
(2)	敷地
(3)から(9)	敷地内の通路
(6)から(7)	溝等
(8)から(9)	擁壁
2	建築物の外観
(1)から(2)	基礎
(3)から(4)	土台(木造に限る。)
(5)から(18)	外壁
3	屋上及び屋根
(1)	屋上家の状況
(2)から(5)	屋上覆いの状況(屋上面を除く。)
(6)から(7)	屋根(屋上面を除く。)
(8)から(9)	増築及び工作物(冷卻機設備、等)
4	建築物の内観
(1)から(5)	防火区画
(6)から(16)	壁の室内に面する部分
(17)から(22)	床
(23)から(26)	天井
(26)から(34)	防火設備
(35)から(36)	照明器具、駐留物等
(37)から(42)	居室の採光及び換気
(43)から(46)	石綿等を添加した建築材料
5	避難施設等
(1)	令第120条第2項に規定する通路
(2)から(3)	廊下
(4)から(5)	出入口
(6)	屋上広場
(7)から(10)	避難上有効なバルコニー
(11)から(23)	階段
(24)から(29)	建物の設備等
(30)から(40)	その他の設備等
6	その他
(1)から(4)	特殊な構造等
(5)	遊具設備
(6)から(9)	煙突
7	上記以外の調査項目

注) 調査内容及び各層の断面図を提出し、図録のあつた部分(括弧で示す事項を含む)を撮影した写真の枚数等を記載すること。

（昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部改正）

第三十一条 昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	別表第二		改正後	
	(略)	(略)		(略)
(略)	(略)	(六)	(略)	(イ) 検査項目
		防火区画貫通部	(略)	(ロ) 検査事項
		油圧配管、電線及び作動油戻し配管の防火区画貫通部の状況	防火区画貫通部の措置の状況を目視により確認する。	(ハ) 検査方法
		令第百二十二条第十九項又は令第百二十九条の二の四第一項第七号の規定に適合しないこと。	令第百二十二条第十九項又は令第百二十九条の二の四第一項第七号の規定に適合しないこと。	(ニ) 判定基準
		(略)	(略)	(略)
	別表第二		改正前	
	(略)	(略)		(略)
(略)	(略)	(六)	(略)	(イ) 検査項目
		防火区画貫通部	(略)	(ロ) 検査事項
		油圧配管、電線及び作動油戻し配管の防火区画貫通部の状況	防火区画貫通部の措置の状況を目視により確認する。	(ハ) 検査方法
		令第百二十二条第十四項又は令第百二十九条の二の五第一項第七号の規定に適合しないこと。	令第百二十二条第十四項又は令第百二十九条の二の五第一項第七号の規定に適合しないこと。	(ニ) 判定基準
		(略)	(略)	(略)

（建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部改正）

第三十二条 建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第 二百八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

(六)	(五)	(略)	(略)	(略)	
備設和調気空の式方理管央中					
気空	観外の管配び及器機要主の備設和調気空	(略)	(略)	観外の	°む
各居室の温度	冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離	(略)	(略)	(略)	
居室の中央付近において温度計による	目視により確認するとともに、必要に応じ鋼製巻尺等により測定する。				
令第二百二十九条の二の	令第二百二十九条の二の五第二号の規定に適合しないこと				に適合しないこと。

(六)	(五)	(略)	(略)	(略)	
備設和調気空の式方理管央中					
気空	観外の管配び及器機要主の備設和調気空	(略)	(略)	観外の	°む
各居室の温度	冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離	(略)	(略)	(略)	
居室の中央付近において温度計による	目視により確認するとともに、必要に応じ鋼製巻尺等により測定する。				
令第二百二十九条の二の	令第二百二十九条の二の六第二号の規定に適合しないこと				に適合しないこと。

(甲)	(乙)	(丙)	(丁)
-----	-----	-----	-----

能性の備設和調

各居室の二酸化炭素含有率	各居室の一酸化炭素含有率	各居室の浮遊粉じん量	各居室の相対湿度	
居室の中央付近においてガス検知管等により測定する。	居室の中央付近においてガス検知管等により測定する。	居室の中央付近において粉じん計により測定する。	居室の中央付近において湿度計により測定する。	り測定する。
令第二百二十九条の二の五第三項の表(三)項の規定に適合しないこと。	令第二百二十九条の二の五第三項の表(二)項の規定に適合しないこと。	令第二百二十九条の二の五第三項の表(一)項の規定に適合しないこと。	令第二百二十九条の二の五第三項の表(五)項の規定に適合しないこと。	五第三項の表(四)項の規定に適合しないこと。

(甲)	(乙)	(丙)	(丁)
-----	-----	-----	-----

能性の備設和調

各居室の二酸化炭素含有率	各居室の一酸化炭素含有率	各居室の浮遊粉じん量	各居室の相対湿度	
居室の中央付近においてガス検知管等により測定する。	居室の中央付近においてガス検知管等により測定する。	居室の中央付近において粉じん計により測定する。	居室の中央付近において湿度計により測定する。	り測定する。
令第二百二十九条の二の六第三項の表(三)項の規定に適合しないこと。	令第二百二十九条の二の六第三項の表(二)項の規定に適合しないこと。	令第二百二十九条の二の六第三項の表(一)項の規定に適合しないこと。	令第二百二十九条の二の六第三項の表(五)項の規定に適合しないこと。	六第三項の表(四)項の規定に適合しないこと。

室等 する居 に規定 第一項 条の二 二十六 令第百 ビ、 乗降口 路又は る昇降 規定す 三項に 三第十 三第十 九条の 百二十 、令第 は付室 段室又 する階 に規定 第二号 第三項 第十三 第二百 第一令	(略)	(略)	(略)	項目 (1)検査	事項 (3)検査	(ハ)検査方法	(ニ)判定基準	(三)	(略)	道風煙排	防火防	壁及び	目視により確認す	防火ダンパ						
								パ	ン	ダ	火	防	防	防	防	防	防	防	防	防
								火	防	防	防	防	防	防	防	防	防	防	防	防
								防	防	防	防	防	防	防	防	防	防	防	防	防

室等 する居 に規定 第一項 条の二 二十六 令第百 ビ、 乗降口 路又は る昇降 規定す 三項に 三第十 三第十 九条の 百二十 、令第 は付室 段室又 する階 に規定 第二号 第三項 第十三 第二百 第一令	(略)	(略)	(略)	項目 (1)検査	事項 (3)検査	(ハ)検査方法	(ニ)判定基準	(三)	(略)	道風煙排	防火防	壁及び	目視により確認す	防火ダンパ						
								パ	ン	ダ	火	防	防	防	防	防	防	防	防	
								火	防	防	防	防	防	防	防	防	防	防	防	防
								防	防	防	防	防	防	防	防	防	防	防	防	防

四 予 備 電 源	(略)	(略)	(略)	(略)	に 設 け る 場 合 に 限 る	に 設 け る 場 合 に 限 る	に 設 け る 場 合 に 限 る	に 設 け る 場 合 に 限 る
(一)								
自 家 用 電 装 置								
自 家 用 電 装 置 の 状 況								
自 家 用 電 機 室 の 防 火 区 画 等 の 貫 通 措 置 の 状 況								
目 視 に よ り 確 認 す る。								
令 第 百 十 二 条 第 十 九 項 若 し く は 第 二 十 項 又 は 令 第 百 二 十 九 条 の 二 の 四 第 一 項 第 七 号 の 規 定 に 適 合 し な い こ と。								

四 予 備 電 源	(略)	(略)	(略)	(略)	に 設 け る 場 合 に 限 る	に 設 け る 場 合 に 限 る	に 設 け る 場 合 に 限 る	に 設 け る 場 合 に 限 る
(一)								
自 家 用 電 装 置								
自 家 用 電 装 置 の 状 況								
自 家 用 電 機 室 の 防 火 区 画 等 の 貫 通 措 置 の 状 況								
目 視 に よ り 確 認 す る。								
令 第 百 十 二 条 第 十 四 項 若 し く は 第 十 五 項 又 は 令 第 百 二 十 九 条 の 二 の 五 第 一 項 第 七 号 の 規 定 に 適 合 し な い こ と。								

六 自 家用 発電 装置 電					五 電 源 別 置 蓄 池 形 の 蓄 電池
(一)	(略)	(七)	(略)	(一)	
自 家用					蓄 電池
自 家用					蓄 電池 の 防 火 区 画 等 の 貫 通 措 置 の 状 況
自 家用 防 室 の 防 電 機 室 の 防	(略)	充 電 器 の 防 火 区 画 等 の 貫 通 措 置 の 状 況	(略)	蓄 電池 の 防 火 区 画 等 の 貫 通 措 置 の 状 況	目 視 に よ り 確 認 す る。
目 視 に よ り 確 認 す る。		目 視 に よ り 確 認 す る。		目 視 に よ り 確 認 す る。	
令 第 百 十 二 条 第 十 九 項 若 し く は 第		令 第 百 十 二 条 第 十 九 項 若 し く は 第 二 十 項 又 は 令 第 百 二 十 九 条 の 二 の 四 第 一 項 第 七 号 の 規 定 に 適 合 し な い こ と。		令 第 百 十 二 条 第 十 九 項 若 し く は 第 二 十 項 又 は 令 第 百 二 十 九 条 の 二 の 四 第 一 項 第 七 号 の 規 定 に 適 合 し な い こ と。	

六 自 家用 発電 装置 電					五 電 源 別 置 蓄 池 形 の 蓄 電池
(一)	(略)	(七)	(略)	(一)	
自 家用					蓄 電池
自 家用					蓄 電池 の 防 火 区 画 等 の 貫 通 措 置 の 状 況
自 家用 防 室 の 防 電 機 室 の 防	(略)	充 電 器 の 防 火 区 画 等 の 貫 通 措 置 の 状 況	(略)	蓄 電池 の 防 火 区 画 等 の 貫 通 措 置 の 状 況	目 視 に よ り 確 認 す る。
目 視 に よ り 確 認 す る。		目 視 に よ り 確 認 す る。		目 視 に よ り 確 認 す る。	
令 第 百 十 二 条 第 十 四 項 若 し く は 第		令 第 百 十 二 条 第 十 四 項 若 し く は 第 十 五 項 又 は 令 第 百 二 十 九 条 の 二 の 五 第 一 項 第 七 号 の 規 定 に 適 合 し な い こ と。		令 第 百 十 二 条 第 十 四 項 若 し く は 第 十 五 項 又 は 令 第 百 二 十 九 条 の 二 の 五 第 一 項 第 七 号 の 規 定 に 適 合 し な い こ と。	

別表第四

		一 飲料用の配管設備及び排水設備	
(六)	(五)	(略)	
		飲料用配管及び排水配管（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	項目 (イ) 検査
防火区画等の	保温措置の状況	(略)	事項 (ロ) 検査
目視により確認する。	目視により確認する。		(ハ) 検査方法
令第二百二十九条の二の	令第二百二十九条の二の四第一項第五号又は第二項第四号の規定に適合しないこと。		(ニ) 判定基準

		(略)	(略)	
		(略)	(略)	発電装置
		(略)	(略)	発電装置等の貫通措置の状況
		(略)	(略)	火区画等の貫通措置の状況
		(略)	(略)	二十項又は令第二百二十九条の二の四第一項第七号の規定に適合しないこと。

別表第四

		一 飲料用の配管設備及び排水設備	
(六)	(五)	(略)	
		飲料用配管及び排水配管（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	項目 (イ) 検査
防火区画等の	保温措置の状況	(略)	事項 (ロ) 検査
目視により確認する。	目視により確認する。		(ハ) 検査方法
令第二百二十九条の二の	令第二百二十九条の二の五第一項第五号又は第二項第四号の規定に適合しないこと。		(ニ) 判定基準

		(略)	(略)	
		(略)	(略)	発電装置
		(略)	(略)	発電装置等の貫通措置の状況
		(略)	(略)	火区画等の貫通措置の状況
		(略)	(略)	十五項又は令第二百二十九条の二の五第一項第七号の規定に適合しないこと。

		二 飲 料水の 配管設 備			
(四)	(三)	(略)	(略)	(八)	(略)
びに給	という	飲料用 の給水 タンク 及び貯 水タン ク(以 下「給 水タン ク等」 とす。			
ンクの	給水用 圧力タ ンクの	給水タ ンク等 の腐食 及び漏 水の状 況	(略)	飲料水 系統配 管の汚 染防止 措置の 状況	(略)
	作動の状況を確認 する。	目視により確認す る。		目視により確認す る。	
四第一項第	令第百二十 九条の二の	令第百二十 九条の二の 四第二項第 五号の規定 に適合しな いこと。		令第百二十 九条の二の 四第二項第 一号又は第 二号の規定 に適合しな いこと。	四第一項第 二号又は第 七号の規定 に適合しな いこと。

		二 飲 料水の 配管設 備			
(四)	(三)	(略)	(略)	(八)	(略)
びに給	という	飲料用 の給水 タンク 及び貯 水タン ク(以 下「給 水タン ク等」 とす。			
ンクの	給水用 圧力タ ンクの	給水タ ンク等 の腐食 及び漏 水の状 況	(略)	飲料水 系統配 管の汚 染防止 措置の 状況	(略)
	作動の状況を確認 する。	目視により確認す る。		目視により確認す る。	
五第一項第	令第百二十 九条の二の	令第百二十 九条の二の 五第二項第 五号の規定 に適合しな いこと。		令第百二十 九条の二の 五第二項第 一号又は第 二号の規定 に適合しな いこと。	五第一項第 二号又は第 七号の規定 に適合しな いこと。

		三排 水設備			
(土)	(略)	(七)	(略)	(略)	
他のそ 具器生衛		排水再 利用配 管設備 (中水 道を含 む。)			水ポン プ
衛生器 具の取 付けの 状況	(略)	雑用水 の用途		(略)	安全装 置の状 況
目視により確認す る。		雑用水に着色等 を行い、目視等によ り確認する。			
令第百二十 九条の二の 四第二項第 二号の規定 に適合しな いこと、取 付けが堅固 でないこと		令第百二十 九条の二の 四第二項第 一号又は昭 和五十年建 設省告示第 千五百九十 七号第二第 六号八の規 定に適合し ないこと。			四号の規定 に適合しな いこと。

		三排 水設備			
(土)	(略)	(七)	(略)	(略)	
他のそ 具器生衛		排水再 利用配 管設備 (中水 道を含 む。)			水ポン プ
衛生器 具の取 付けの 状況	(略)	雑用水 の用途		(略)	安全装 置の状 況
目視により確認す る。		雑用水に着色等 を行い、目視等によ り確認する。			
令第百二十 九条の二の 五第二項第 二号の規定 に適合しな いこと、取 付けが堅固 でないこと		令第百二十 九条の二の 五第二項第 一号又は昭 和五十年建 設省告示第 千五百九十 七号第二第 六号八の規 定に適合し ないこと。			四号の規定 に適合しな いこと。

(略)	(略)	(去)	(略)	
(略)	(略)	排水公共下水道等への接続の状況	目視により確認する。	又は損傷があること。
		令第二百二十九条の二の四第三項第三号の規定に適合しないこと。		
(略)	(略)	(去)	(略)	
(略)	(略)	排水公共下水道等への接続の状況	目視により確認する。	又は損傷があること。
		令第二百二十九条の二の五第三項第三号の規定に適合しないこと。		

（間仕切壁を準耐火構造としないこと等に関して防火上支障がない部分を定める件の一部改正）

第三十三条 間仕切壁を準耐火構造としないこと等に関して防火上支障がない部分を定める件（平成

二十六年国土交通省告示第八百六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>建築基準法施行令第百十二条第三項及び第百十四条第二項に規定する防火上支障がない部分は、居室の床面積が百平方メートル以下の階又は居室の床面積百平方メートル以内ごとに準耐火構造の壁若しくは建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二口に規定する防火設備で区画されている部分（これらの階又は部分の各居室（以下「各居室」という。）に消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第五条の六第二号に規定する住宅用防災報知設備若しくは同令第七条第三項第一号に規定する自動火災報知設備又は住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成十七年総務省令第十一号）第二条第四号の三に規定する連動型住宅用防災警報器（いずれも火災の発生を煙により感知するものに限る。）を設けたものに限る。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p style="text-align: center;">一・二（略）</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>建築基準法施行令第百十二条第二項及び第百十四条第二項に規定する防火上支障がない部分は、居室の床面積が百平方メートル以下の階又は居室の床面積百平方メートル以内ごとに準耐火構造の壁若しくは建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二口に規定する防火設備で区画されている部分（これらの階又は部分の各居室（以下「各居室」という。）に消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第五条の六第二号に規定する住宅用防災報知設備若しくは同令第七条第三項第一号に規定する自動火災報知設備又は住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成十七年総務省令第十一号）第二条第四号の三に規定する連動型住宅用防災警報器（いずれも火災の発生を煙により感知するものに限る。）を設けたものに限る。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p style="text-align: center;">一・二（略）</p>

（建築基準法第七条の六第一項第二号の国土交通大臣が定める基準等を定める件の一部改正）

第三十四条 建築基準法第七条の六第一項第二号の国土交通大臣が定める基準等を定める件（平成二十七年国土交通省告示第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

		<p>第一 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 新築の工事又は第三に定める工事が完了していない場合において仮使用の認定の申請が行われた場合においては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該申請に係る建築物及びその敷地がそれぞれ当該各号に定める基準に適合するものであること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 令第百十二条第六項、第十項(ただし書を除く。)から第十六項まで及び第十八項から第二十項までの規定は、仮使用の認定の申請に係る建築物について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
令第百 十二条	<p>第六項</p> <p>は、第一項</p>	<p>(以下「高層部分」という。)</p> <p>を仮使用する場合にあっては、平成二十七年国土交通省告示第二百四十七号第一第三項第二号イ</p>
主要構造部	<p>床面積の合計百平方メートル以内ごとに</p>	<p>高層部分にある仮使用の部分と高層部分にある仮使用の部分以外の部分とを</p>
部	<p>工事後において主要構造</p>	

改正前

		<p>第一 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 新築の工事又は第三に定める工事が完了していない場合において仮使用の認定の申請が行われた場合においては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該申請に係る建築物及びその敷地がそれぞれ当該各号に定める基準に適合するものであること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 令第百十二条第五項、第九項(ただし書を除く。)から第十一項まで及び第十三項から第十五項までの規定は、仮使用の認定の申請に係る建築物について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
令第百 十二条	<p>第五項</p> <p>は、第一項</p>	<p>(以下「高層部分」という。)</p> <p>を仮使用する場合にあっては、平成二十七年国土交通省告示第二百四十七号第一第三項第二号イ</p>
主要構造部	<p>床面積の合計百平方メートル以内ごとに</p>	<p>高層部分にある仮使用の部分と高層部分にある仮使用の部分以外の部分とを</p>
部	<p>工事後において主要構造</p>	

		第十項	
令第百 十二条 第十一 項及び 第十二 項	の ^{たて} 竪穴部分 については、当該 ^{たて} 竪 穴部分以外の部分（ 直接外気に開放され ている廊下、バルコ ニーその他これらに 類する部分を除く。 ）	となるもの ^{たて} の竪穴部分	となるもの ^{たて} の竪穴部分 を仮使用する場合にあつては 、平成二十七年国土交通省告 示第二百四十七号第一第三項 第二号イの規定にかかわらず 、当該 ^{たて} 竪穴部分にある仮使用 の部分については、当該 ^{たて} 竪穴 部分にある仮使用の部分以外 の部分
	しななければならない	しななければならない すれば足りる	とするもの ^{たて} の竪穴部分を仮使 用する場合にあつては、平成 二十七年国土交通省告示第二 百四十七号第一第三項第二号 イの規定にかかわらず、当該 竪穴部分にある仮使用の部分 については、当該 ^{たて} 竪穴部分に ある仮使用の部分以外の部分 すれば足りる。

		第九項	
（新設）	の住戸 については、当該部 分	となるもの住戸	となるもの住戸 （以下「竪穴部分」という。 ）を仮使用する場合にあつて は、平成二十七年国土交通省 告示第二百四十七号第一第三 項第二号イの規定にかかわら ず、竪穴部分にある仮使用の 部分
	しななければならない その他の部分（直接 外気に開放されてい る廊下、バルコニー その他これらに類す る部分を除く。）	しななければならない すれば足りる 竪穴部分にある仮使用の部分 以外の部分	しななければならない すれば足りる

4	八ノホ (略)	令第百 十二 条	若しくは作動をした	をした状態に
(略)		第十八 項	状態にあるか、又は 随時閉鎖若しくは作 動をできるもので	

4	八ノホ (略)	令第百 十二 条	若しくは作動をした	をした状態に
(略)		第十三 項	状態にあるか、又は 随時閉鎖若しくは作 動をできるもので	

（壁等の加熱面以外の面で防火上支障がないものを定める件の一部改正）

第三十五条 壁等の加熱面以外の面で防火上支障がないものを定める件（平成二十七年国土交通省告示第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>建築基準法施行令（以下「令」という。）第百九条の七第二号に規定する壁等の加熱面以外の面で防火上支障がないものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一・二（略）</p>
改正前	<p>建築基準法施行令（以下「令」という。）第百九条の五第二号に規定する壁等の加熱面以外の面で防火上支障がないものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一・二（略）</p>

（壁等の構造方法を定める件の一部改正）

第三十六条 壁等の構造方法を定める件（平成二十七年国土交通省告示第二百五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）<u>第百九条の七</u>に規定する技術的基準に適合する壁等の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>第一 壁等を構成する建築物の部分及び防火設備の構造方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとすること。</p> <p>一 耐力壁である間仕切壁及び防火設備により区画する場合 次のイ及びロに適合するものであること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 防火設備は、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるものとすること。</p> <p>(1) 平成二十七年国土交通省告示第二百四十九号第一号ロ(2)の防火設備からの水平距離を火災継続予測時間が九十分間以下の場合の数値とした場合において、防火設備の両面が同号ロ(2)に該当する場合 次の()から()までに適合するものであること。</p> <p>() (略)</p> <p>() 令第百十二条第十八項第一号イから八までに掲げる要件を満たし、かつ、防火上支障のない遮煙性能を有するとともに、常時閉鎖をした状態にあるもの以外のものにあつては、火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖をするものであること。</p> <p>(2) () (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>第八 令第百十二条第十九項の規定は給水管、配電管その他の管が壁等を貫通する場合に、同条第二十項の規定は換気、暖房又は冷房の設備</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）<u>第百九条の五</u>に規定する技術的基準に適合する壁等の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>第一 壁等を構成する建築物の部分及び防火設備の構造方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとすること。</p> <p>一 耐力壁である間仕切壁及び防火設備により区画する場合 次のイ及びロに適合するものであること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 防火設備は、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるものとすること。</p> <p>(1) 平成二十七年国土交通省告示第二百四十九号第一号ロ(2)の防火設備からの水平距離を火災継続予測時間が九十分間以下の場合の数値とした場合において、防火設備の両面が同号ロ(2)に該当する場合 次の()から()までに適合するものであること。</p> <p>() (略)</p> <p>() 令第百十二条第十三項第一号イから八までに掲げる要件を満たし、かつ、防火上支障のない遮煙性能を有するとともに、常時閉鎖をした状態にあるもの以外のものにあつては、火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖をするものであること。</p> <p>(2) () (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>第八 令第百十二条第十四項の規定は給水管、配電管その他の管が壁等を貫通する場合に、同条第十五項の規定は換気、暖房又は冷房の設備</p>

の風道が壁等を貫通する場合に準用する。

の風道が壁等を貫通する場合に準用する。

(建築基準法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件の一部改正)

第三十七条 建築基準法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件(平成二十七年国土交通省告示第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
<p>第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）（第一百十条第一号に掲げる基準に適合する建築基準法（以下「法」という。）（第二十七条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。）</p> <p>一（略）</p> <p>二 地階を除く階数が三で、三階を下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供するもの（三階の一部を法別表第一(イ)欄に掲げる用途（下宿、共同住宅及び寄宿舎を除く。）に供するもの及び法第二十七条第一項第二号（同表(二)項から四項までに係る部分を除く。）から第四号までに該当するものを除く。）のうち防火地域以外の区域内にあるものであつて、次のイからハまでに掲げる基準（防火地域及び準防火地域以外の区域内にあるものにあつては、イ及びロに掲げる基準）に適合するもの 一時間準耐火基準に適合する準耐火構造とすること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 建築物の周囲（開口部（居室に設けられたものに限る。）がある外壁に面する部分に限り、道に接する部分を除く。）に幅員が三メートル以上の通路（敷地の接する道まで達するものに限る。）が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 外壁の開口部から当該開口部のある階の上階の開口部へ延焼するおそれがある場合においては、当該外壁の開口部の上部にひさしその他これに類するもので、次の(i)から(iv)までのいずれかに該当する構造方法を用いるものが、防火上有効に設けられていること。</p> <p>(i) 準耐火構造の床又は壁に用いる構造方法</p>	<p>第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）（第一百十条第一号に掲げる基準に適合する建築基準法（以下「法」という。）（第二十七条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。）</p> <p>一（略）</p> <p>二 地階を除く階数が三で、三階を下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供するもの（三階の一部を法別表第一(イ)欄に掲げる用途（下宿、共同住宅及び寄宿舎を除く。）に供するもの及び法第二十七条第一項第二号（同表(二)項から四項までに係る部分を除く。）から第四号までに該当するものを除く。）のうち防火地域以外の区域内にあるものであつて、次のイからハまでに掲げる基準（防火地域及び準防火地域以外の区域内にあるものにあつては、イ及びロに掲げる基準）に適合するもの 一時間準耐火基準に適合する準耐火構造とすること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 建築物の周囲（開口部（居室に設けられたものに限る。）がある外壁に面する部分に限り、道に接する部分を除く。）に幅員が三メートル以上の通路（敷地の接する道まで達するものに限る。）が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 令第二百二十九条の二の三第一項第一号ハ(2)に掲げる基準に適合していること。</p>

(ii) 防火構造に用いる構造方法

(iii) 建築基準法施行令第百九条の三第二号八又は第百十五条の

二第一項第四号に規定する構造に用いる構造方法

(iv) 不燃材料で造ること。

八 三階の各宿泊室等（各宿泊室等の階数が二以上であるものにあつては二階以下の階の部分を含む。）の外壁の開口部及び当該各宿泊室等以外の部分に面する開口部（外壁の開口部又は直接外気に開放された廊下、階段その他の通路に面する開口部にあつては、当該開口部から九十センチメートル未満の部分に当該各宿泊室等以外の部分の開口部がないもの又は当該各宿泊室等以外の部分の開口部と五十センチメートル以上突出したひさし等（ひさし、袖壁その他これらに類するもので、口(3)に規定する構造方法を用いるものをいう。以下同じ。）で防火上有効に遮られているものを除く。）に法第二条第九号の二口に規定する防火設備が設けられていること。

三 (略)

2 (略)

第二 令第一百十条の三に規定する技術的基準に適合する法第二十七条第一項の特殊建築物の延焼するおそれがある外壁の開口部に設ける防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。

一 (略)

二 令第一百三十七条の十第四号の規定による認定を受けたもの（通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）に火炎を出さないものに限る。）とすること。

第三 令第一百十条の二第二号に規定する他の外壁の開口部から通常の火災時における火炎が到達するおそれがあるものは、第一第一項第三号に掲げる建築物（一時間準耐火基準に適合する準耐火構造（耐火構造

八 三階の各宿泊室等（各宿泊室等の階数が二以上であるものにあつては二階以下の階の部分を含む。）の外壁の開口部及び当該各宿泊室等以外の部分に面する開口部（外壁の開口部又は直接外気に開放された廊下、階段その他の通路に面する開口部にあつては、当該開口部から九十センチメートル未満の部分に当該各宿泊室等以外の部分の開口部がないもの又は当該各宿泊室等以外の部分の開口部と五十センチメートル以上突出したひさし等（ひさし、袖壁その他これらに類するもので、その構造が、令第二百二十九条

の二の三第一項第一号八(2)に規定する構造であるものをいう。以下同じ。）で防火上有効に遮られているものを除く。）に法第二条第九号の二口に規定する防火設備が設けられていること。

三 (略)

2 (略)

第二 令第一百十条の三に規定する技術的基準に適合する法第二十七条第一項の特殊建築物の延焼するおそれがある外壁の開口部に設ける防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。

一 (略)

二 法第六十四条の規定による認定を受けたもの（通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）に火炎を出さないものに限る。）とすること。

第三 令第一百十条の二第二号に規定する他の外壁の開口部から通常の火災時における火炎が到達するおそれがあるものは、第一第一項第三号に掲げる建築物（一時間準耐火基準に適合する準耐火構造（耐火構造

を除く。)としたものに限る。)及び法第二十七条第一項第一号に該当する特殊建築物で令第一百十條第一号に掲げる基準に適合するものとして同項の規定による認定を受けたものの外壁の開口部(次の各号のいずれにも該当しないものに限る。以下「他の外壁の開口部」という。)(の下端の中心点を水平方向に、それぞれ次の表一に掲げる式により計算した水平移動距離又は最大水平移動距離のいずれか短い距離だけ移動したときにできる軌跡上の各点を、垂直上方に次の表二に掲げる式により計算した垂直移動距離又は最大垂直移動距離のいずれか短い距離だけ移動したときにできる軌跡の範囲内の部分である外壁の開口部(令第一百十條の二第一号に掲げるもの及び他の外壁の開口部が設けられた防火区画内に設けられたものを除く。)とする。

一〇七 (略)

を除く。)としたものに限る。)及び特定避難時間倒壊等防止建築物(法第二十七條第一項第一号に該当する特殊建築物で、令第一百十條第一号に掲げる基準に適合するものとして同項の規定による認定を受けたものに限る。)(の外壁の開口部(次の各号のいずれにも該当しないものに限る。以下「他の外壁の開口部」という。)(の下端の中心点を水平方向に、それぞれ次の表一に掲げる式により計算した水平移動距離又は最大水平移動距離のいずれか短い距離だけ移動したときにできる軌跡上の各点を、垂直上方に次の表二に掲げる式により計算した垂直移動距離又は最大垂直移動距離のいずれか短い距離だけ移動したときにできる軌跡の範囲内の部分である外壁の開口部(令第一百十條の二第一号に掲げるもの及び他の外壁の開口部が設けられた防火区画内に設けられたものを除く。)とする。

一〇七 (略)

（定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件の一部改正）

第三十八条 定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件（平成二十八年国土交通省告示第二百四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>第三 令第十六条第三項第二号に規定する通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない防火設備は、次に掲げる建築物に設ける随時閉鎖又は作動をできるもの（防火ダンパーを除く。）以外のものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 病院、診療所又は第一第二項に規定する高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超える建築物</p>
改正前	<p>第三 令第十六条第三項第二号に規定する通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない防火設備は、次に掲げる建築物に設ける随時閉鎖又は作動をできるもの（防火ダンパーを除く。）以外のものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 病院、診療所又は第一第二項に規定する高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートル以上の建築物</p>

（不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途等を定める件の一部改正）

第三十九条 不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途等を定める件（平成二十八年国土交通省告示第六百九十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第百九条の八及び令第百三十六条の二の二に規定する不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途は、次に掲げるものとする。

一 五（略）

第二 令第百九条の八及び令第百三十六条の二の二に規定する通常の火災による火の粉が屋内に到達した場合に建築物の火災が発生するおそれのない構造方法は、次の各号に掲げる用途の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一（略）

二 第一第四号に掲げる用途 次に掲げる基準に適合するものとする
ロ

イ（略）

ロ 次に掲げる室以外の室の屋根が、令第百九条の八各号又は令第百三十六条の二の二各号に掲げる技術的基準に適合するものであること。

(1) 次に掲げる基準に適合する室

(i)（略）

(ii) 特定屋根部分（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二十二条第一項の市街地の区域内にある建築物にあっては令第百九条の八第二号、防火地域又は準防火地域内にある建築物にあっては令第百三十六条の二の二第二号に掲げる基準に適合しない屋根の部分を除く。以下同じ。）が面する居室の壁（主要構造部を除く。）及び屋根（特定屋根部分を除く。）の当該室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたものであること。ただし、床、壁その他の建築物の部分で防火上有効に遮られている部分その他当該居室の構造又は特定屋

改正前

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第百九条の六及び第百三十六条の二の二に規定する不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途は、次に掲げるものとする。

一 五（略）

第二 令第百九条の六及び第百三十六条の二の二に規定する通常の火災による火の粉が屋内に到達した場合に建築物の火災が発生するおそれのない構造方法は、次の各号に掲げる用途の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一（略）

二 第一第四号に掲げる用途 次に掲げる基準に適合するものとする
ロ

イ（略）

ロ 次に掲げる室以外の室の屋根が、令第百九条の六各号又は令第百三十六条の二の二各号に掲げる技術的基準に適合するものであること。

(1) 次に掲げる基準に適合する室

(i)（略）

(ii) 特定屋根部分（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二十二条第一項の市街地の区域内にある建築物にあっては令第百九条の六第二号、防火地域又は準防火地域内にある建築物にあっては令第百三十六条の二の二第二号に掲げる基準に適合しない屋根の部分を除く。以下同じ。）が面する居室の壁（主要構造部を除く。）及び屋根（特定屋根部分を除く。）の当該室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたものであること。ただし、床、壁その他の建築物の部分で防火上有効に遮られている部分その他当該居室の構造又は特定屋

三
(2)
(略)

根部分からの距離により火の粉が到達しないことが明らか
な部分はこの限りでない。

三
(2)
(略)

根部分からの距離により火の粉が到達しないことが明らか
な部分はこの限りでない。

（強化天井の構造方法を定める件の一部改正）

第四十条 強化天井の構造方法を定める件（平成二十八年国土交通省告示第六百九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>建築基準法施行令（以下「令」という。）<u>第百十二条第三項第一号</u>に規定する強化天井の構造方法は、次に掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 給水管、配電管その他の管が強化天井を貫通する場合には、当該管と強化天井との隙間をロックウールその他の不燃材料で埋めるとともに、当該管の構造を令<u>第百二十九条の二の四第一項第七号イ</u>から八までのいずれかに適合するものとする。この場合において、同号八中「二十分間（<u>第百十二条第一項若しくは第三項から第五項まで</u>、同条第六項（同条第七項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内）に区画する場合又は同条第八項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内）に区画する場合に限る。）」、同条第九項（同条第七項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内）に区画する場合又は同条第八項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内）に区画する場合に限る。）」若しくは同条第十七項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は<u>第百十三条第一項の防火壁若しくは防火床にあつては一時間、第百十四条第一項の界壁、同条第二項の間仕切壁又は同条第三項若しくは第四項の隔壁にあつては四十五分間）」とあるのは、「一時間」と読み替えるものとする。</u></p> <p>三 換気、暖房又は冷房の設備の風道が強化天井を貫通する場合には、当該風道の強化天井を貫通する部分又はこれに近接する部分に令<u>第百十二条第二十項</u>に規定する構造の特定防火設備を設けていなければならない。</p> <p>四（略）</p>	<p>建築基準法施行令（以下「令」という。）<u>第百十二条第二項第一号</u>に規定する強化天井の構造方法は、次に掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 給水管、配電管その他の管が強化天井を貫通する場合には、当該管と強化天井との隙間をロックウールその他の不燃材料で埋めるとともに、当該管の構造を令<u>第百二十九条の二の五第一項第七号イ</u>から八までのいずれかに適合するものとする。この場合において、同号八中「二十分間（<u>第百十二条第一項から第四項まで</u>、同条第五項（同条第六項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内）に区画する場合又は同条第七項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内）に区画する場合に限る。）」、同条第八項（同条第六項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内）に区画する場合又は同条第七項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内）に区画する場合に限る。）」若しくは同条第十二項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は<u>第百十三条第一項の防火壁にあつては一時間、第百十四条第一項の界壁、同条第二項の間仕切壁又は同条第三項若しくは第四項の隔壁にあつては四十五分間）」とあるのは、「一時間」と読み替えるものとする。</u></p> <p>三 換気、暖房又は冷房の設備の風道が強化天井を貫通する場合には、当該風道の強化天井を貫通する部分又はこれに近接する部分に令<u>第百十二条第十五項</u>に規定する構造の特定防火設備を設けていなければならない。</p> <p>四（略）</p>

(通常火災時において相互に火熱又は煙若しくはガスによる防火上有害な影響を及ぼさない構造方法を定める件の一部改正)

第四十一条 通常火災時において相互に火熱又は煙若しくはガスによる防火上有害な影響を及ぼさない構造方法を定める件(平成二十八年国土交通省告示第六百九十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十七条第二項第二号に規定する通常の火災時において相互に火熱又は煙若しくはガスによる防火上有害な影響を及ぼさない構造方法は、建築物の二以上の部分（以下「被区画部分」という。）を連絡する室として、次の各号に掲げる基準に適合する渡り廊下のみを設けたものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 区画開口部に、次に掲げる基準に適合する特定防火設備を設けていること。</p> <p>イ 令百十二条第十八項第二号イ及びロに掲げる構造とすること。ただし、渡り廊下に令百二十六条の三第一項に適合する排煙設備を設けた場合にあつては、令百十二条第十八項第二号ロの規定については、この限りでない。</p> <p>ロ（略）</p> <p>七（略）</p> <p>八 給水管、配電管その他の管が渡り廊下の壁（屋外に面するものを除く。）を貫通する場合には、当該管と当該壁との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めるとともに、当該管の構造を令百二十九条の二の四第一項第七号イから八までのいずれかに適合するものとする。ただし、一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分については、この限りでない。この場合において、同号八中「二十分間（第百十二条第一項若しくは第三項から第五項まで、同条第六項（同条第七項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第八項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）」、同条第九項（同条第七項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごと</p>	<p>建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十七条第二項第二号に規定する通常の火災時において相互に火熱又は煙若しくはガスによる防火上有害な影響を及ぼさない構造方法は、建築物の二以上の部分（以下「被区画部分」という。）を連絡する室として、次の各号に掲げる基準に適合する渡り廊下のみを設けたものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 区画開口部に、次に掲げる基準に適合する特定防火設備を設けていること。</p> <p>イ 令百十二条第十三項第二号イ及びロに掲げる構造とすること。ただし、渡り廊下に令百二十六条の三第一項に適合する排煙設備を設けた場合にあつては、令百十二条第十三項第二号ロの規定については、この限りでない。</p> <p>ロ（略）</p> <p>七（略）</p> <p>八 給水管、配電管その他の管が渡り廊下の壁（屋外に面するものを除く。）を貫通する場合には、当該管と当該壁との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めるとともに、当該管の構造を令百二十九条の二の五第一項第七号イから八までのいずれかに適合するものとする。ただし、一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分については、この限りでない。この場合において、同号八中「二十分間（第百十二条第一項から第四項まで、同条第五項（同条第六項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第七項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）」、同条第八項（同条第六項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合</p>

に区画する場合又は同条第八項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）若しくは同条第十七項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第百十三条第一項の防火壁若しくは防火床にあつては一時間、第百十四条第一項の界壁、同条第二項の間仕切壁又は同条第三項若しくは第四項の隔壁にあつては四十五分間）とあるのは、「一時間」と読み替えるものとする。

九 換気、暖房又は冷房の設備の風道が渡り廊下の壁（屋外に面するものを除く。）を貫通する場合においては、当該風道の当該壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に令第百十二条第二十項に規定する構造の特定防火設備を設けていること。

十（略）

又は同条第七項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）若しくは同条第十二項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第百十三条第一項の防火壁にあつては一時間、第百十四条第一項の界壁、同条第二項の間仕切壁又は同条第三項若しくは第四項の隔壁にあつては四十五分間）とあるのは、「一時間」と読み替えるものとする。

九 換気、暖房又は冷房の設備の風道が渡り廊下の壁（屋外に面するものを除く。）を貫通する場合においては、当該風道の当該壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に令第百十二条第十五項に規定する構造の特定防火設備を設けていること。

十（略）

（防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部改正）

第四十二条 防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十八年国土交通省告示第七百二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第二	(七)	(六)	(略)	(略)	(一) 検査項目
					(三) 検査事項
					(ハ) 検査方法
					(ニ) 判定基準
総合的な作動の状況		防火区画（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）	当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の防火扉の作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。	防火扉が正常に閉鎖しないこと、連動制御器の表示灯が正常に点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと。	
形成の状況に限る。）の形成の状況		第十項から第十二項までの規定による区画に限る。）の形成の状況	防火区画の形成の状況を確認する。	防火区画が適切に形成されないこと。	

改正前

別表第二	(七)	(六)	(略)	(略)	(一) 検査項目
					(三) 検査事項
					(ハ) 検査方法
					(ニ) 判定基準
総合的な作動の状況		防火区画（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）	当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の防火扉の作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。	防火扉が正常に閉鎖しないこと、連動制御器の表示灯が正常に点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと。	
の形成の状況		第九項の規定による区画に限る。）の形成の状況	防火区画の形成の状況を確認する。	防火区画が適切に形成されないこと。	

別表第四

(略)	(二五)	総合的な作 動の状況	(略)	(イ) 検査項目	<p>条第十項か ら第十二項 までの規定 による区画 に限る。)</p> <p>況 の形成の状 況</p>	
	(二六)			(ロ) 検査事項		<p>して、煙感知器 又は熱煙複合式 感知器を動作さ せ、複数の耐火 クロスクリー ンの作動の状況 及びその作動に よる防火区画の 形成の状況を確 認する。</p>
				(ハ) 検査方法		<p>常に閉鎖しな いこと、連動 制御器の表示 灯が正常に点 灯しないこと 又は音響装置 が鳴動しない こと及び防火 区画が適切に 形成されない こと。</p>
				(ニ) 判定基準		

別表第四

(略)	(二五)	総合的な作 動の状況	(略)	(イ) 検査項目	<p>条第九項の 規定による 区画に限る 。)</p> <p>の形成 の状況</p>	
	(二六)			(ロ) 検査事項		<p>して、煙感知器 又は熱煙複合式 感知器を動作さ せ、複数の耐火 クロスクリー ンの作動の状況 及びその作動に よる防火区画の 形成の状況を確 認する。</p>
				(ハ) 検査方法		<p>常に閉鎖しな いこと、連動 制御器の表示 灯が正常に点 灯しないこと 又は音響装置 が鳴動しない こと及び防火 区画が適切に 形成されない こと。</p>
				(ニ) 判定基準		

	画の形成の状況を 確認する。
	火区画の形成の 状況を確認する。

（非常用照明器具の設置方法及び火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置を定める件の一部改正）

第四十三条 非常用照明器具の設置方法及び火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置を定める件（平成二十九年国土交通省告示第千百九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第二 国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則第一条第三号の火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置は、次の各号（当該届出住宅に人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が不在とならない場合であつて、宿泊室の床面積の合計が五十平方メートル以下であるときは、第二号）に定めるものとする。

一 同一の届出住宅内の二以上の宿泊室に、複数の宿泊者を同時に宿泊させる場合（当該複数の宿泊者を一の契約により宿泊させる場合を除く。）にあつては、次のイ又はロに掲げる措置を講じること。

ただし、宿泊者使用部分（届出住宅のうち宿泊者の使用に供する部分をいう。以下同じ。）を平成二十六年国土交通省告示第八百六十号各号のいずれかに該当するものとし、かつ、宿泊者使用部分の各居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）に、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第七条第三項第一号に規定する自動火災報知設備又は同令第二十九条の四第一項に規定する必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等（自動火災報知設備に代えて用いることができるものに限る。）を設けた場合は、この限りでない。

イ 次に掲げる措置

(1) 宿泊室と当該宿泊室から地上に通ずる部分とを準耐火構造（建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造をいう。以下同じ。）の壁で区画し、建築基準法施行令第一百十二条第三項各号のいずれかに該当する部分を除き、当該壁を小屋裏又は天井裏に達せしめること。

(2) 四以上の宿泊室が相接する場合には、三室以内ごとに準耐火構造の壁で区画し、建築基準法施行令第一百十二条第三項各号のいずれかに該当する部分を除き、当該壁を小屋裏又は天井裏に

改正前

第二 国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則第一条第三号の火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置は、次の各号（当該届出住宅に人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が不在とならない場合であつて、宿泊室の床面積の合計が五十平方メートル以下であるときは、第二号）に定めるものとする。

一 同一の届出住宅内の二以上の宿泊室に、複数の宿泊者を同時に宿泊させる場合（当該複数の宿泊者を一の契約により宿泊させる場合を除く。）にあつては、次のイ又はロに掲げる措置を講じること。

ただし、宿泊者使用部分（届出住宅のうち宿泊者の使用に供する部分をいう。以下同じ。）を平成二十六年国土交通省告示第八百六十号各号のいずれかに該当するものとし、かつ、宿泊者使用部分の各居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）に、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第七条第三項第一号に規定する自動火災報知設備又は同令第二十九条の四第一項に規定する必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等（自動火災報知設備に代えて用いることができるものに限る。）を設けた場合は、この限りでない。

イ 次に掲げる措置

(1) 宿泊室と当該宿泊室から地上に通ずる部分とを準耐火構造（建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造をいう。以下同じ。）の壁で区画し、建築基準法施行令第一百十二条第二項各号のいずれかに該当する部分を除き、当該壁を小屋裏又は天井裏に達せしめること。

(2) 四以上の宿泊室が相接する場合には、三室以内ごとに準耐火構造の壁で区画し、建築基準法施行令第一百十二条第二項各号のいずれかに該当する部分を除き、当該壁を小屋裏又は天井裏に

達せしめること。

(3) 相接する二以上の宿泊室の床面積の合計が百平方メートルを超える場合には、百平方メートル以内ごとに準耐火構造の壁で区画し、建築基準法施行令百十二条第三項各号のいずれかに該当する部分を除き、当該壁を小屋裏又は天井裏に達せしめること。

(4) 給水管、配電管その他の管が(1)から(3)までの壁を貫通する場合には、建築基準法施行令百十四条第五項において準用する同令百十二条第十九項の規定に適合すること。

(5) 換気、暖房又は冷房の設備の風道が(1)から(3)までの壁を貫通する場合には、建築基準法施行令百十四条第五項において読み替えて準用する同令百十二条第二十項の規定に適合すること。

□ 宿泊室を建築基準法施行令百十二条第三項に規定する自動スプリンクラー設備等設置部分に設けること。

二 届出住宅が一戸建ての住宅又は長屋である場合にあつては、次のイからホまでに掲げる措置を講じること。

イ (略)

□ 宿泊者使用部分の床面積の合計を二百平方メートル未満とすること。ただし、次の(1)又は(2)に該当する場合は、この限りでない。

(1) 届出住宅が主要構造部を耐火構造とした建築物又は建築基準法第二条第九号の三イ若しくはロに該当する建築物である場合

(2) (略)

ハ (略)

達せしめること

(3) 相接する二以上の宿泊室の床面積の合計が百平方メートルを超える場合には、百平方メートル以内ごとに準耐火構造の壁で区画し、建築基準法施行令百十二条第二項各号のいずれかに該当する部分を除き、当該壁を小屋裏又は天井裏に達せしめること。

(4) 給水管、配電管その他の管が(1)から(3)までの壁を貫通する場合には、建築基準法施行令百十四条第五項において準用する同令百十二条第十四項の規定に適合すること。

(5) 換気、暖房又は冷房の設備の風道が(1)から(3)までの壁を貫通する場合には、建築基準法施行令百十四条第五項において読み替えて準用する同令百十二条第十五項の規定に適合すること。

□ 宿泊室を建築基準法施行令百十二条第二項に規定する自動スプリンクラー設備等設置部分に設けること。

二 届出住宅が一戸建ての住宅又は長屋である場合にあつては、次のイからホまでに掲げる措置を講じること。

イ (略)

□ 宿泊者使用部分の床面積の合計を二百平方メートル未満とすること。ただし、次の(1)又は(2)に該当する場合は、この限りでない。

(1) 届出住宅が耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）、準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）又は特定避難時間倒壊等防止建築物（建築基準法施行令百九条の二の二に規定する特定避難時間倒壊等防止建築物をいい、同令第一百十条第一号イに規定する特定避難時間が四十五分間以上のものに限る。）である場合

(2) (略)

ハ (略)

二 二階における宿泊者使用部分の床面積の合計を三百平方メートル未満とすること。ただし、届出住宅が耐火建築物（建築基準法第二十九条の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。）である場合は、この限りでない。

ホ 宿泊者使用部分を三階（当該届出住宅の延べ面積が二百平方メートル未満であり、かつ、次に掲げる基準に適合する場合にあつては、四階）以上の階に設けないこと。ただし、届出住宅が耐火建築物である場合は、この限りでない。

(1) 建築基準法施行令第一百十条の五に規定する技術的基準に従つて警報設備が設けられていること。

(2) 当該届出住宅の^{たて}竪穴部分（建築基準法施行令第一百十二条第十項に規定する^{たて}竪穴部分をいう。以下同じ。）と当該^{たて}竪穴部分以外の部分とが間仕切壁又は同条第十八項第二号に規定する構造である戸で区画されていること。

二 二階における宿泊者使用部分の床面積の合計を三百平方メートル未満とすること。ただし、届出住宅が準耐火建築物である場合は、この限りでない。

ホ 宿泊者使用部分を三階以上の階に設けないこと。ただし、届出住宅が耐火建築物である場合は、この限りでない。

（新設）

（新設）

附 則

- この告示は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（令和元年六月二十五日）から施行する